

1. 食産業の海外展開ガイドラインの概要

2. 海外展開モデルのポイント

3. 海外展開における注意点と対処方法

4. 契約・規則ひな形

はじめに

販売店契約に関するひな形

業務提携契約に関するひな形

共同研究契約に関するひな形

従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

目次

4-1. はじめに

- 各契約を取り上げる意義や位置付け等

4-2. 販売店契約に関するひな形

- 総論
- 第1章 商標のライセンスに関する条項
- 第2章 秘密保持条項
- 第3章 撤退(契約の終了)に関する条項
- 第4章 その他の条項

4-3. 業務提携契約に関するひな形

- 総論
- 第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項
- 第2章 製造委託に関する条項
- 第3章 秘密保持条項
- 第4章 撤退(契約の終了)に関する条項
- 第5章 その他の条項

4-4. 共同研究契約に関するひな形

- 総論
- 第1章 研究開発の関与者に関する条項
- 第2章 情報提供に関する条項
- 第3章 秘密保持に関する条項
- 第4章 共同研究の成果に関する条項
- 第5章 撤退(契約の終了)に関する条項
- 第6章 その他の条項

4-5. 従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

- 総論
- 第1章 従業員の入社時を想定した条項
- 第2章 異動時、プロジェクト参加時を想定した条項
- 第3章 従業員の退職時を想定した条項

1. 食産業の海外展開ガイドラインの概要

2. 海外展開モデルのポイント

3. 海外展開における注意点と対処方法

4. 契約・規則ひな形

はじめに

販売店契約に関するひな形

業務提携契約に関するひな形

共同研究契約に関するひな形

従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

4-1. はじめに

各契約を取り上げる意義や位置付け等

■ はじめに

農林水産物・食品の海外展開には様々なパターンがあり、そのパターン毎に準備すべき契約は異なるが、本ひな形では、農林水産物・食品の海外展開において、比較的重要と考えられる契約として、①販売店契約、②業務提携契約、③共同研究契約及び④雇用契約を想定し、それらの契約の条項をピックアップしている。各条項は標準的な内容を記載するように心がけたが、契約条項は個々の具体的な場面に応じて内容が異なるものであり、また、契約の相手方との交渉を通して内容が決まるものであるから、本ひな形で記載している内容は、あくまで一例であることにご留意頂きたい。なお、各契約において共通する条項については、参照の便宜の観点から、各契約の箇所において、同じ内容の記載をしている部分もある。

契約条項は、本ガイドラインの目的に照らし、主に知的財産の保護・活用の観点で重要と考えられるものに限定してピックアップしている。また、海外展開を行う日本企業が情報の出し手側に立って契約を締結する場面を念頭においている。

なお、本ひな形では、技術・ノウハウの保護の観点で重要と考えられる条項を記載したが、技術・ノウハウの保護のためには、契約書での手当だけではなく、情報管理や従業員教育等が不可欠である点には留意が必要である。

4-1. はじめに

各契約を取り上げる意義や位置付け等

- 各契約が締結されるケースとしては、以下のような場合が考えられる。

- 販売店契約

日本産の農林水産物を海外に輸出したいが、自社の現地での販売ネットワークを有していないため、現地の販売店に販売を委託したいと考えている。販売店には、自社の商標を使ってもらいたいと考えているが、他方で、販売店による自社商標の使い方をコントロールしたい。

海外で販売を拡大する場合の一つのビジネスモデルとして、日本で生産した製品を現地に輸出し、提携する販売店を通じて販売するパターンがある。この場合には、現地の販売店との間で販売店契約を締結する必要がある。販売店には、自社の商標を利用させることも多いため、商標のライセンスに関する取り決めもこの契約書内で定める必要がある。

4-1. はじめに

各契約を取り上げる意義や位置付け等

- 業務提携契約

現地で加工食品を生産し、その国での販売又は第三国輸出をしたいと考えているが、現地での食品製造のノウハウを有する現地食品メーカーと提携することを検討している。その加工食品の生産には自社の技術・ノウハウも必要であるから、現地の食品メーカーに技術・ノウハウのライセンスをする必要があるが、自社技術・ノウハウが流出しないように管理をしたい。

提携の態様はさまざまであるが、食農分野においては、ノウハウや技術を供与する形で現地パートナーに製造を委託する形態が一つの典型例であると考えられる。この場合、自社の持つ技術・ノウハウを現地企業にライセンスすることになるが、重要な技術や秘密の流出防止等の取り決めを行う必要がある。

なお、契約書等で技術や秘密の流出防止等を取り決めた場合であっても、流出する可能性をゼロにすることはできないため、極めて重要な技術・秘密については、現地パートナーには提供しないことも検討する必要がある。

4-1. はじめに

各契約を取り上げる意義や位置付け等

- 共同研究契約

現地の食の嗜好等に合わせた加工食品を製造したいと考えており、現地食品メーカーと食品製造に関する共同研究を行う予定であるが、自社の技術・ノウハウを守り、また、共同研究の成果を適切に配分したい。

現地企業との間で食品製造技術等の共同研究が行われるケースもあり、その場合には、研究成果の帰属や自社が提供する技術・ノウハウの取扱い等を取り決める共同研究契約に関する取り決めが必要になる。これらの点も含めた必要な形が必要になる

- 雇用契約(秘密保持に関する合意書を含む。)

現地で子会社を設立してビジネスを拡大することを検討中である。子会社で現地の従業員も雇用したいと考えているが、従業員を通して自社技術・ノウハウが流出するリスクがないか懸念している。

自社で現地拠点を設立し、又は現地企業をM&Aの形で買収して現地で従業員を雇用してビジネスを行う場合、現地で技術・ノウハウが蓄積されるため、従業員から技術・ノウハウの流出を防止するために、雇用契約(秘密保持に関する合意書を含む。)を締結し、技術・ノウハウを含めた情報の取扱いについて規定する必要がある。

1. 食産業の海外展開ガイドラインの概要

2. 海外展開モデルのポイント

3. 海外展開における注意点と対処方法

4. 契約・規則ひな形

はじめに

販売店契約に関するひな形

業務提携契約に関するひな形

共同研究契約に関するひな形

従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

「はじめに」で記載したとおり、海外市場での販売のビジネスモデルの一つとして、日本で製造した商品を現地に輸出し、提携する販売店を通じて販売するパターンがある。この場合、製造業者等の日本企業は、現地の販売店との間で販売店契約を締結する必要がある。販売店には、日本の製造業者の商標を利用させることも多いので、商標のライセンスに関する取り決めも、この契約書内で行う必要がある。以下、知的財産の保護に関連するものとして、(1)商標のライセンスに関する条項、(2)秘密保持条項、(3)撤退(契約の終了)に関する条項、(4)その他の条項を取り上げる。

なお、「販売店契約」とは、販売店が商品を供給する者(製造業者等のサプライヤー)から商品を購入し、自己の名で購入した当該商品を販売するための継続的な契約を指すものとして使われることが多い。他方、「代理店契約」とは、代理店が(製造業者等の)本人と第三者との間に成立する売買契約において、本人のために販売促進活動を行うものとして使われることが多く、代理店自身が売買契約の当事者にならないという違いがある。

もっとも、本ガイドラインは、日本企業が海外において商品の販売を行う際、特に知的財産の保護の観点から留意すべき条項を取り上げることを目的としており、そのような目的のもと、上記「販売店契約」と「代理店契約」を区別する意義は特段ないものと考えられる。そこで、以下ご紹介する契約条項は、「販売店契約」を念頭に置いたものではあるが、海外の代理店と契約を締結するにあたっても活用できる内容としている。

第1章 商標のライセンスに関する条項

■ 概論

現地で農林水産物・食品(以下「商品」という)をマーケティング・販売するにあたっては、日本の製造業者(ライセンサー)の商品の商標権を現地の販売店(ライセンシー)に利用させることも多く、その場合、商標権のライセンスが必要となる。なお、自社の現地グループ会社が販売店機能を持つ場合であっても、商標のライセンスにあたっては契約を締結する場合がある。以下、ライセンスに関する条項のうち、主要なものを取り上げる。

なお、国によって商標制度は異なるため、進出先国の商標制度をもとに、契約の内容を調整する必要がある点に留意が必要である(各国の商標制度の差異については、[95頁コラム](#)も参照)。

4-2. 販売店契約に関するひな形

第1章 商標のライセンスに関する条項

1. 商標権の特定や範囲に関わる条項

第●条 (商標の特定)

1. 製造業者は、販売店に対し、商品をマーケティングし、販売促進し、広告し及び販売するために、製造業者の保有する別紙●記載の商標(以下「本件商標」という)の商標権(以下「本件商標権」という)について、非独占的通常使用权(以下「本件使用权」という)を許諾する。

(別紙●)

商標登録第●●号

商標●●

指定商品・指定役務●●

2. 前項により許諾される本件使用权の範囲については下記のとおりである。

- (1) 期間：本契約の有効期間内
- (2) 地域：●●(進出国名)
- (3) 商品役務：●●
- (4) 使用の態様：●●(商品の宣伝広告媒体に本件商標を付すこと等)
- (5) 本件商標の大きさ、色、位置等：●●

第●条 (商標の使用状況の報告義務)

販売店は、本件商標を使用するにあたって、製造業者に対し、事前に本件商標の具体的な使用態様(販売店が本件商標のために使用を希望する広告資料等)を報告し、製造業者の書面による承諾を得なければならない。製造業者は不合理にその承諾を留保してはならないものとする。

第●条 (サブライセンス)

販売店は、製造業者の書面による承諾なく、本件使用权の全部又は一部を第三者に再許諾することができないものとする。

4-2. 販売店契約に関するひな形

第1章 商標のライセンスに関する条項

Article●● (License to use trademarks)

1. The Manufacturer grants to the distributor a non-exclusive right to use the trademark right (the "Trademark Right") in the trademark (the "Trademark") listed in Exhibit ● owned by the Manufacturer for the purpose of marketing, promoting, advertising, and selling the product (the "Right to Use").

(Exhibit●●)

Trademark Registration: No. ●●.

Trademark:

Designated goods and services:

2. The scope of the Right to Use granted under the preceding paragraph is as follows:
 - (i) Term: Within the effective period of this Agreement
 - (ii) Territory: ●● (name of country in which the product is sold)
 - (iii) Goods and services: ●●
 - (iv) Manner of use: ●● (using a Trademark in advertising media of the product, etc.) (v)The size, color, place of the Trademark: ●●
 - (v) Side, color, position, etc. of the Trademark : ●●

Article●● (Obligation to report to the Licensor)

Distributor is required to submit to Manufacturer any advertising material that Distributor wishes to use for the Trademarks and obtain Manufacturer's written approval prior to the initial use of such advertising material. Manufacturer will not unreasonably withhold its approval.

Article●● (Sublicense)

Distributor may not assign or grant a license to a third party, in whole or in part, for the Trademark without the written consent of the Manufacturer, and may not offer it as collateral.

第1章 商標のライセンスに関する条項

(解説)

■ 商標権の特定及びライセンスの範囲・種類に関する条項

製造業者が販売店に対し、その使用を許諾する対象の商標権を特定する必要がある。商標権の登録番号と商標の内容による特定の他に、指定商品/役務の内容も明記することもある。また、ライセンスの範囲は、期間、地域、対象商品/役務、使用態様等によって特定されることが多い。

ライセンスの種類については、非独占的通常使用権の許諾を定めている。使用権は、日本では、大きく①通常使用権と②専用使用権に分かれ、さらに、①通常使用権は独占的通常使用権と非独占的通常使用権に分かれる。その内容については下記の表のとおりである。現地の販売店の起用にあたり、特定の販売店にのみ商標を利用させる必要性が特段なければ、他の販売店への実施を認める使用権(以下の表では非独占的通常使用権)の設定で足りるものと考えられる。なお、国によって認められる使用権の内容が異なる点には留意が必要である。

● 使用権の違い(日本の場合)

	専用使用権	独占的通常使用権	非独占的通常使用権
	設定行為で定めた範囲内で指定商品又は指定役務について登録商標を独占排他的に使用し得る権利	設定行為で定めた範囲内で指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利	設定行為で定めた範囲内で指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利
	専用使用権を設定した場合、商標権者であっても実施ができなくなる点に留意する必要がある。	当該使用権者にしか使用権を認めないものを「独占的通常使用権」という。	当該使用権者以外にも使用権を認めるものを「非独占的通常使用権」という。

第1章 商標のライセンスに関する条項

■ 販売店による商標権の使用状況を把握するための使用報告の条項

商標権の使用態様として、商品それ自体に商標を付すこと、商品のパッケージや段ボールに商標を付すこと、広告資料に商標を付すこと等、様々なものが考えられるため、契約書において特定する必要がある。製造業者としては、ブランド管理の観点から、販売店による商標の具体的な使用方法を予め確認することが有用であるため、販売店に対し、事前にその使用方法を報告させ、その内容につき同意することが考えられる。

■ サブライセンスの禁止に関する条項

商標権の使用権を第三者に再許諾してはならない旨規定することが多い。再許諾を認める場合には、トラブル防止の観点から、具体的な手続を定めることが望ましい。

第1章 商標のライセンスに関する条項

2. ライセンシーの禁止事項に関する条項

第●条 (販売店の禁止事項)

1. 販売店は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 製造業者の本件商標に関する権利を争うこと
- (2) 本件商標又は本件商標と紛らわしく類似している他の商標の商標権又は使用権について、世界のいずれかの場所で登録し又は登録の出願をすること
- (3) 本件商標と紛らわしく類似している他のマークを世界のいずれかの場所で使用すること
- (4) ドメイン名として本件商標を流用すること

Article● (Prohibition)

1. Distributor is prohibited from:

- (i) challenging Supplier's right to the Trademarks;
- (ii) registering or applying for registrations anywhere in the world for the ownership of or license to the Trademarks or any other trademarks that are confusingly similar to the Trademarks;
- (iii) using any mark anywhere in the world that is confusingly similar to the Trademarks; and
- (iv) misappropriating any of the Trademarks for use as a domain name.

第1章 商標のライセンスに関する条項

(解説)

ライセンサー(販売店)の一般的な禁止事項について定める条文である。

■ 新規の商標出願に関する条項(1項2号)

製造業者の商標権の保護を目的として、販売店による類似する商標の登録出願を制約することが考えられる。

■ 商標の不適正使用を禁止する条項(1項3号、4号)

販売店が、商標を無断で改変したり、他の表示と識別できないような態様で使用したりすると、商標の識別力(自社の商品・サービスと、他社の商品・サービスとを区別する力のこと)に悪影響を与えるおそれがあるため、製造業者は、商標が持つ出所表示機能(一定の商標を付した商品・サービスは一定の出所から流出していることを示す機能)、品質保持機能(同一の商標を使用した商品・サービスには同一の品質があることを保証する機能)及び広告機能(需要者に商標を手掛かりとして購買意欲をを起こさせる機能)を保護するために、販売店による商標の使用態様を限定する規定を置くことが考えられる。また使用形態については、別紙等で基準を設け、許容される使用形態かの判断を容易にすることが考えられる。

4-2. 販売店契約に関するひな形

第1章 商標のライセンスに関する条項

3. 競合に関する条項

第●条 (競合に関する協議)

製造業者は、製造業者又は第三者を通じて本件商標を使用したライセンスビジネスを行う場合、販売店の行うライセンスビジネスとの競合を避けるため、事前に販売店と協議しなければならない。

Article● (Conflict consultation)

Manufacturer shall consult with the Distributor in advance in order to avoid competition with the licensed business conducted by the Distributor when conducting licensed business using the Trademark through the manufacturer or a third party.

(解説)

販売店に対し非独占的通常使用権を設定する場合、当該販売店以外の者(製造業者自身やその他の販売店)も商標を利用できることとなる。そこで、販売店が、ライセンスを受けた商標を用いて構築した自らの商圈を保護するため、上記のような規定を盛り込むよう交渉してくることがある。

非独占的通常使用権を設定する製造業者は、複数の販売店にライセンスを設定することを想定しており、このような規定を避ける必要がある。

上記の例の場合、協議が義務付けられているにすぎないため、製造業者は、販売店と協議を行えば、合意に至らなくても販売店のビジネスと競合するブランドビジネスの実施又は許諾が可能である(契約違反とならない。)

第1章 商標のライセンスに関する条項

4. 商標の使用に関する条項

第●条 (使用権の設定登録)

1. 販売店は、自己の費用をもって、本件使用権の設定登録を単独で行うことができ、製造業者はこれに協力する。
2. 製造業者は、販売店の要求により、前項の設定登録に必要な書類を販売店に交付する。

Article● (Registration of Establishment of the Right to Use)

1. Distributor may register the establishment of the Right to Use independently at its own expense, and the Manufacturer shall cooperate with the Distributor.
2. Manufacturer shall, at the request of the Distributor, deliver to the Distributor the documents necessary to register the establishment as described in the preceding paragraph.

(解説)

ライセンサーが通常使用権を第三者に対抗するためには、日本では通常使用権の登録が必要である(商標法31条4項)。製造業者が商標権を第三者に譲渡した場合、販売店は、通常使用権を登録していなければ、商標権の譲受人である第三者に、自己が通常使用権を有することを主張できず、その結果、商標権の譲受人から商標権に基づく差止請求(その使用を禁じられること)を受けた協合、商標の使用を中止しなければならないことになる。

そこで、本条項では、販売店が自己の通常使用権を保全するために、通常使用権の設定登録を単独で行うことができる旨を定めている。なお、商標の使用権の当局への登録の要否、登録による利益、その手続については各国異なることから、進出先国の制度について、事前に調査する必要がある。

第1章 商標のライセンスに関する条項

5. 表示義務に関する条項

第●条 (表示義務)

販売店は、本件商標の使用に関し、本件商品及びその広告宣伝物等において、本件商標権が登録商標であり、製造業者から使用許諾を得ている旨を表示するものとする。

Article● (Labeling obligation)

With respect to the use of the Trademark, the Distributor shall indicate on the product and its advertising materials that the Trademark is a registered trademark and that it has been licensed for use by the Manufacturer.

(解説)

日本の商標法では、ライセンサーは、商品や商品の包装等に登録商標を付すときは、その商標が登録商標である旨の表示を付するように努める義務があり(商標法73条)、具体的には、「登録商標」の文字及び登録番号又は国際登録番号を記載することが求められている(商標法施行規則17条)。この表示義務は努力義務にすぎないため、上記のような表示をしなくても法的に問題はないが、商標のライセンス契約においては、ライセンシーに登録商標の表示義務を課することが一般的である。同様の制度がある国・地域において商標を登録する場合、本条項を規定することも検討する。

第1章 商標のライセンスに関する条項

6. ライセンサー(製造業者)の責任の免除条項

第●条 (製造業者の責任の免除)

製造業者は、本件商標の使用に関する一切の事項について、販売店又は第三者に対し何らの責任を負わない。ただし、本件商標権の使用に関し、第三者からその所有する権利の侵害を理由とする訴訟の提起又はこれに準ずる行為がなされ紛争が生じたときは、製造業者は、販売店の要求により、販売店に対し当該紛争の解決に役立つ資料の提供その他の協力を行うものとする。

Article● (Limitation of liability)

The Manufacturer shall not be liable to the Distributor or any third party for any matter relating to the use of the Trademark, except in cases of intentional or gross negligence on the part of the Manufacturer; provided, however, that in the event that a third party files a lawsuit or commits any other act equivalent thereto on the grounds of infringement of the rights owned by the third party and a dispute arises in connection with the use of the Trademark, the Manufacturer shall, at the request of the Distributor, provide the Distributor with materials and other cooperation useful to resolve the dispute.

(解説)

商標について事後的に第三者との間で紛争が生じた場合の処理の規定である。製造業者(ライセンサー)の責任を免責する規定を置くことも考えられる。第一文で、販売店又は第三者に対し「何らの責任を負わない」としている箇所については、「製造業者の故意又は重過失による場合を除き責任を負わない」とすることも考えられる。また、商標の使用に特化することなく、販売店に対し、製造業者が特別損害、間接損害、付随損害、結果損害等について、一切の責任を負わない旨、定めることも考えられる。

第1章 商標のライセンスに関する条項

7. 侵害の排除に関する条項

第●条 (侵害の排除)

1. 製造業者は、その裁量において、本件商標権に対する侵害の防止及び排除のために必要な措置を実施する。
2. 販売店は、第三者が本件商標権を侵害し又は侵害するおそれがあることを知ったときは、直ちにその旨を製造業者に通知し、当該侵害の防止及び排除について製造業者に協力するものとする。

Article● (Elimination of infringement)

1. The Manufacturer shall, at its discretion, take the necessary measures to prevent and eliminate infringement of the Trademark.
2. If a Distributor becomes aware that a third party has infringed or is likely to infringe the Trademark, the Distributor shall immediately notify the Manufacturer to that effect and cooperate with the Manufacturer in preventing and eliminating the said infringement.

(解説)

商標を不正に使用した模倣品の流通は、商標の持つ出所表示機能、品質保持機能を大きく害するものであり、製造業者にとってはもちろん、販売店にも損害が生じる重大な問題である。模倣品の流通の阻止の対応は容易ではなく、どのような対応を行うかについては製造業者の経営判断による点も大きいと考えられるため、製造業者の裁量による旨を明記することが考えられる。

第1章 商標のライセンスに関する条項

～コラム～ 「使用主義」と「登録主義」

契約のひな形については、日本法をベースに作成していますが、商標については、各国においてその制度の詳細が異なることに留意する必要があります。

例えば、日本では、「先願主義」といって、同一又は類似の商標の出願があった場合、その商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認めるという考え方を採用しています。

他方、米国の商標権は、先に商業目的として使用をすることで権利が発生する「使用主義」を原則としています。従って、実際に商標を米国で使用していれば、商標登録を受けていなくてもその商標の権利は保護されることとなります。もっとも、商標を登録することにより、登録商標の®シンボルを使用できる等様々なメリットがあるので、米国ビジネスを展開するにあたって、商標の登録を検討する必要があります。

より重要なことは、使用及び登録できる商標を徹底的に調査することです。米国のように使用主義を原則とする国においては、徹底的な商標調査を通じ、当該国で使用したい商標の使用状況を予め確認する必要があります。これにより、①当該商標に抵触するかもしれない先使用商標や類似商標の登録の存否を調べることができ、また、②当該商標を使用することによる他者の権利侵害の可能性を調べ、米国での訴訟リスクをできるだけ回避することにつながります。

特許庁のウェブサイトから、各国の制度の概要についての情報を入手することができます。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/4syohyou.pdf>

第1章 商標のライセンスに関する条項

～コラム～ 保険について

ライセンス契約を行うにあたり、関連する保険を紹介します。

● 知財保険

一般に、特許権やノウハウのライセンスのロイヤリティー等は、契約期間中、製品の製造量や販売量等に応じて、契約で定められた時期に支払われることになります。知財保険は、日本企業が外国企業との間で締結した特許権やノウハウの実施権の使用許諾等のライセンス契約に基づいてロイヤリティー等を契約の相手方に請求したにもかかわらず、為替規制や戦争等の不可抗力及び相手方の破産手続の開始決定や債務履行遅滞等により支払期限にロイヤリティー等の回収が不能となったことによって、日本企業(メーカー等)が受ける損失をてん補する保険です。

● 海外知財訴訟保険

海外での現地企業による出願件数の増加等に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。特許庁では、中小企業が海外において、知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に、応訴等するための費用を補償する海外知財訴訟費用保険制度を平成28年7月に創設しました。中小企業が本保険に加入する場合、保険料の1/2 (2年目以降の場合は、保険料の1/3)が国から補助されます。

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

第2章 秘密保持条項

■ 概論

技術・ノウハウ保護の観点からは、情報の管理が非常に重要であり、そのために秘密保持条項を規定する必要がある。食品企業は、自社の商品について、権利化することなく、ノウハウ等を秘匿することも多いところ、ノウハウは、秘密に管理されている限りその価値を保持することができ、また、一定の要件を満たすことで法的保護も受けることができる。ノウハウを販売店を含む他者に開示する際には秘密管理の観点から、秘密保持条項を規定することが不可欠である。

第2章 秘密保持条項

1. 秘密保持一般に関する条項

第●条 (秘密保持)

1. 本契約において、「秘密情報」とは、一方当事者(以下「開示当事者」という)が他方当事者(以下「受領当事者」という)に対して、本契約の目的のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示した一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに、本契約に関する協議・交渉の存在及びその内容をいう。
2. 秘密情報には以下を含まない。
 - (1) 開示のなされた時、既に公知である情報
 - (2) 受領当事者又はその役員、従業員若しくは代理人の故意又は過失による作為又は不作為の結果以外の理由で一般に入手可能となった情報
 - (3) 開示のなされた時、既に受領当事者が保有していた情報
 - (4) 受領当事者が独自に知得した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から合法的に得た情報
3. 受領当事者は秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用することができ、秘密情報を他の目的で使用することは許されない。
4. 受領当事者は秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない、また、第三者に秘密情報を開示又は漏洩することは許されない。
5. 受領当事者が、適用ある法若しくは規制、又は裁判所若しくは政府機関の命令に応じて秘密情報を開示しなければならない場合、受領当事者は当該適用ある法規制又は命令の下で求められる範囲で秘密情報を開示することができる。受領当事者は開示当事者に対し速やかに書面で当該開示要求を通知しなければならない、開示当事者の指示に従って可能な範囲で開示を制限しなければならない。受領当事者が上記のとおり秘密情報を開示した場合、受領当事者は当該秘密情報に関する本契約の下での義務を免除はされず、当該秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない。

第2章 秘密保持条項

Article ● (Confidentiality)

1. For the purposes of this Agreement, "Confidential Information" means all information disclosed by one party ("Disclosing Party") to the other party ("Receiving Party") for the purpose of this Agreement in any manner or media, whether in writing, orally or in electromagnetic form, the existence and content of this Agreement, and the existence and content of the discussion and negotiation of this Agreement.
2. Confidential Information does not include:
 - (i) information that is already known to the public prior to the disclosure thereof;
 - (ii) information that is or becomes generally available to the public, other than as a consequence of a willful or negligent act or omission by the Receiving Party or any of its officers, employees or agents;
 - (iii) information that, before disclosure to the Receiving Party, the Receiving Party already possessed;
 - (iv) information that the Receiving Party independently developed or develops; or
 - (v) information that is lawfully obtained from a third party without owing any confidentiality obligation.
3. The Receiving Party: (i) is required to keep strictly confidential any Confidential Information; and (ii) is not permitted to disclose or divulge the Confidential Information to any third party.
4. The Receiving Party may use the Confidential Information only for the purposes of this Agreement, and is not allowed to use the Confidential Information for any other purposes.
5. If the Receiving Party is required to disclose any Confidential Information by applicable law or regulation, or in response to an order issued by a court or governmental authority, the Receiving Party may disclose that Confidential Information to the extent required under that applicable law, regulation, or order. The Receiving Party is required to promptly notify the Disclosing Party in writing of this disclosure requirement, and must limit the disclosure to the extent possible in accordance with the Disclosing Party's instructions. If the Receiving Party discloses the Confidential Information as described above, the Receiving Party will not be exempted from any obligations under this Agreement related to such Confidential Information, and will be required to keep such Confidential Information in strict confidence.

第2章 秘密保持条項

(解説)

情報を開示する製造業者の立場からは、秘密情報の定義を広くする必要がある。また、秘密情報の定義の例外については、できる限り限定すべきである(1項、2項)。そこで、製造業者が開示する情報が、原則としてすべて秘密情報として秘密保持や目的外使用の禁止の対象となるよう規定している。

販売店は、製造業者の開示情報を秘密に保持し、第三者に開示してはならず、直接・間接を問わず、いかなる情報の漏洩も許されない。そのため、秘密情報の使用目的を明確にし、当該目的においてのみ使用できる旨を明確化すること(3項)、秘密情報を厳格に保持し、第三者に開示してはならないことを販売店の義務として明確に定めること(4項)が必要である。

上記のサンプル条項には規定していないが、販売店が、許諾された使用権を実施するために、製造業者から開示を受けた秘密情報を関係者に開示する必要がある場合には、製造業者が販売店に対し、販売店が関係者に情報開示を行うにあたり、関係者に当該情報について秘密保持義務を課す(＝秘密保持誓約書を提出させる)ことを約束させることも考えられる。

裁判所等の公的機関から秘密情報の開示を命じられた場合(5項)、秘密保持義務の例外として、開示が認められる。この場合に秘密情報の定義から除外する(＝2項に含める)と、その情報については目的外の使用や、第三者への開示が認められることとなるため、秘密情報の定義から除外することなく、秘密保持義務の例外として取り扱う必要がある。

第2章 秘密保持条項

2. 契約終了時の秘密情報の返還又は廃棄を定める条項

第●条 (秘密情報の返還)

本契約が終了し又は解除された場合、受領当事者は、開示当事者の指示に従い、速やかに開示当事者に秘密情報を返却し、秘密情報を削除し、又は秘密情報を含む媒体を破壊しなければならない。

Article● (Return of Confidential Information)

When this Agreement expires or terminates, the Receiving Party will be required to, in accordance with the Disclosing Party's instructions, promptly return the Confidential Information to the Disclosing Party, delete the Confidential Information, or destroy materials containing the Confidential Information.

(解説)

秘密情報の返還につき契約上明記しておかないと、契約が終了しても、交付済の書類等を販売店に返却することを当然には求めることができないため、注意が必要である。

第3章 撤退(契約の終了)に関する条項

■ 概論

販売店の債務不履行が原因で販売店契約を解除する場合よりも、商品の販売が伸びず、販売店のパフォーマンス不良(販売不振)を理由に製造業者が販売店契約の解除を希望することが多いと言われている。販売不振について、基準がはっきりしていなければ、解除原因に該当するかが争いになり、契約を解除できない可能性があるため、販売店に期待する販売数量を別途契約に明記することが製造業者としては重要である。

債務不履行に該当する場合、契約の定めに従い、解除が認められる。もっとも、サプライヤーに対して経済的弱者であることが多い販売店を保護するための代理店保護法が適用される国もある点に留意が必要である。

債務不履行には該当しないものの、販売店のパフォーマンスにつき製造業者が満足していない場合、契約期間の満了時に契約を更新をしないこととなる。契約に定める不更新の通知を、契約上の期限内に送付すれば、契約期間満了時に契約は原則終了するが、契約期間が長期に亘っている場合や、製造業者の商品の販売のために販売店が投資をしている場合、予告期間を長く設定することや、場合によっては補償を求められる点にも留意が必要である。

次頁以下で、販売店の契約解消に伴い留意すべき問題をいくつか取り上げる。

第3章 撤退(契約の終了)に関する条項

1. 契約の終了に関する条項

第●条 (契約の終了)

本契約が終了し又は解除され次第、販売店は、直ちに本件商標のすべての使用を停止するものとする。ただし、本契約の終了時点において販売店が保有する本件商品の在庫品に限り、本契約の終了にかかわらず、契約終了日から●カ月の間、販売を継続することができる。本件商品の在庫の販売に伴う対価についても、第●条を適用するものとする。

Article● (Termination)

Upon expiration or termination of this Agreement, Distributor will immediately cease all use of the Trademarks, subject to Distributor's rights in the Sell-Off Period. However, only the inventory of the Products in the possession of the Distributor at the time of termination of this Agreement may continue to be sold for a period of ● months from the date of termination of this Agreement, regardless of the termination of this Agreement. Article● shall also apply to the compensation for the sale of the inventory of the Products.

(解説)

但書において、販売店契約終了後においても一定期間在庫品に限って販売を継続することができる旨を定めている。このような規定がない場合、販売店は契約が終了した場合には直ちに商標の使用を中止しなければならないため、在庫品が無駄になることを防止するため、このような規定を設けることが考えられる。

第3章 撤退(契約の終了)に関する条項

2. 損害賠償に関する条項

第●条 (損害賠償)

販売店は、本契約が終了し又は解除された場合、その原因がいかなる場合であっても、製造業者に対して、本契約の終了又は解除を理由とする一切の損害賠償請求を行わないことを誓約する。

Article ● (Compensation for Damages)

In the event that this Agreement is terminated or cancelled, the Distributor covenants that it will not make any claim for damages against the Manufacturer for any reason whatsoever.

(解説)

販売店契約の解消時に損害賠償はよく問題になり得る。

販売店は、販売益で投資を回収すべきであり、販売店契約の解消にあたり、製造業者に補償を求めるべきではないと言える。そこで、製造業者としては本条項を定めるべきと言えるが、後述するように、販売店保護に厚い国や地域もあり、このような条項の有効性については、契約書の準拠法や進出先国に応じ個別の検討を行う必要がある。

第3章 撤退(契約の終了)に関する条項

～コラム～ 販売店の解除法制

販売店契約特有の問題として、契約の解除への制限があります。一般的には、製造業者は販売店に比べて力関係が強い場合が多く、販売店契約のように継続的な契約を終了させる場合、販売店保護の観点から、製造業者からの解除権の行使が制限されたり、解除にあたり一定の補償を認められたりすることがあります(場合によっては一方的な契約解除は独占禁止法違反の問題も生じ得ます。)

国によって販売店契約の解除に対する保護法制は異なります。日本から農林水産物・食品が多く輸出されるアジア地域においては、販売店に対する保護が強いという特色はないものと考えられ、原則、契約どおりの解除の効力が認められるため、契約条項の内容が非常に重要となります。

他方、EU諸国や中南米においては、自国の販売店保護のため、いわゆる販売店(代理店)保護法が制定されている国が存在します。そのような国においては、販売店との契約を一方的に解除すると、販売店保護法に基づき巨額の損害賠償請求がなされる等、想定外のトラブルに巻き込まれる可能性もあります。販売店保護法の定めは、当事者間の合意を問わず適用されるため、契約で「●●国の販売店保護法は適用されない」と定めた場合であっても、その適用を排除することはできないものと考えられます。そのため、進出国において販売店保護法が制定されているか、どのような内容かについて、予め検討することが必要となります。

第4章 その他の条項

1. 競合品取扱禁止義務につき定める条項

第●条(競合品の販売禁止)

販売店は、サプライヤーの書面による事前の同意を得ないで、直接又は間接に競合品を販売促進し、マーケティングし、又は販売してはならない。

Article●(Prohibition Against Selling Competitive Products)

Distributor is prohibited from either directly or indirectly engaging in the promotion, marketing, or sale of the Competitive Products without obtaining prior written consent from Supplier.

(解説)

競合品取扱禁止義務につき定める条項である。販売店を通じ、競合他社への情報(ノウハウ)の流出を防ぐことにつながり得る。また、独占禁止法上の問題がないかについては別途検討の必要がある(独禁法の適用については、[110頁コラム](#)も参照されたい。)

第4章 その他の条項

2. 権利義務の譲渡禁止に関する条項

第●条(譲渡禁止)

いずれの当事者も、他方の当事者の事前の書面による同意を得ないで、本契約の下での権利又は個別販売契約の下での権利を譲渡し又は義務を委託してはならない。かかる同意を欠く譲渡又は委託は無効であり法的効力を有しない。

Article●(No Assignment)

Neither Party may assign any of its rights or delegate any of its obligations under this Agreement or under any individual sales agreement without obtaining the prior written consent of the other Party. Any assignment or delegation that lacks such consent will be neither valid nor legally effective.

(解説)

本条項により、契約の相手方の事前の書面による同意を取得しない限り、契約上の権利を他人に譲渡すること及び契約上の義務を他人に引き受けさせることはできなくなる。本条項により、製造業者の関与なく、販売店がその有する権利義務を第三者に譲渡することを防ぐことができ、ひいては秘密情報やノウハウの漏洩防止にもつながる。

第4章 その他の条項

3. 準拠法

第●条(準拠法)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

Article●(Governing law)

This Agreement shall be governed by and in accordance with the laws of Japan.

(解説)

契約の解釈の基準となる法律を定める規定である。日本企業にとっては、馴染みが深く、問題が生じた場合の結果が予測しやすい日本法を準拠法にするのが望ましいが、相手方が自国法を準拠法とすることを強行に主張し、ビジネスが行われる相手国の法律を準拠法として定める場合もある。また、日本法を準拠法として契約上定めた場合でも、消費者保護等の観点から、一定の場合には相手国の法律が強制的に適用される場合があるため、注意が必要である。

第4章 その他の条項

4. 紛争解決条項

第●条(管轄)

本契約から発生するすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

Article●(Jurisdiction)

Any dispute arising out of this Agreement shall be subject to the exclusive jurisdiction of the Tokyo District Court in the first instance.

(解説)

紛争が発生した場合、どのように解決を行うかを定める条項である。本項では日本における裁判にて紛争を解決することを想定した規定になっているものの、判決を実際に執行するにあたっては、相手国で判決の承認という手続を経る必要がある。日本と相互に判決を承認する内容の2国間条約を締結していない場合、実務上承認が得られず、執行が困難になる場合があるため注意が必要である。

そのような国に所在する事業者が契約の相手方となる場合、相手方国の裁判所を管轄として定めることもあり得るが、中立性の懸念等がある場合には、仲裁の利用が想定される。仲裁は、紛争当事者が任命する仲裁人の判断によって紛争を終結させる手続であり、ニューヨーク仲裁条約の加盟国であれば、仲裁判断の承認を拒否できる事由が限定的となる。

仲裁を選択する場合には、契約書中に仲裁条項を規定しておく必要がある。この点、各仲裁機関がモデル条項を公表している(例えば日本商事仲裁のものは[こちら](#)を参照)ため、そちらを利用するのが望ましい。

なお、仲裁は、非公開であり紛争の発生を外部に知られないという利点があるものの、仲裁と訴訟は二者択一であり、仲裁を選択した場合には、訴訟を利用できないため、注意が必要である。

第4章 その他の条項

～コラム～ 独禁法の適用？

公正取引委員会のウェブサイトによると、下記のように説明されています。

[独占禁止法の概要：公正取引委員会 \(jftc.go.jp\)](http://jftc.go.jp)

独占禁止法の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」です。この独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです。市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は、自らの創意工夫によって、より安くて優れた商品を提供して売上高を伸ばそうとしますし、消費者は、ニーズに合った商品を選択することができ、事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されることとなります。このような考え方に基づいて競争を維持・促進する政策は「競争政策」と呼ばれています。

例えば、競合品取扱禁止義務は、販売店が、貴社以外のメーカーと取引を行うことを禁止するものであるため、貴社以外のメーカーは、その販売店と取引をする機会をなくし、貴社以外のメーカーの商品の市場への流通が制限されることになります。販売店が多数存在するような場合、他の販売店を利用すれば良いといえますが、販売店の数が限られていたり、貴社のシェアが非常に高く、多くの販売店との間で競合品取扱禁止義務を定めるような場合には、貴社以外のメーカーが市場から追い出されることもありえます。そのような事態は、事業社間の競争をなくす行為であり、最終的には消費者の利益にも沿わない(色々なメーカーの商品を選ぶ権利がなくなり、消費者にとって不利益と言えます。)ため、独禁法により禁止されることもありえます。

1. 食産業の海外展開ガイドラインの概要

2. 海外展開モデルのポイント

3. 海外展開における注意点と対処方法

4. 契約・規則ひな形

はじめに

販売店契約に関するひな形

業務提携契約に関するひな形

共同研究契約に関するひな形

従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

「はじめに」で記載したとおり、海外展開の際に、現地の事業者と提携を行うことで、海外展開をスムーズに進めるということはしばしば行われ、その際に流出を防止しながら、現地企業に自社の持つ技術、ノウハウを伝えていくことは、提携を進める上で非常に重要となる。以下では、海外展開に伴う業務提携の典型的な場面として、ノウハウ・特許のライセンスを行う場合、製造委託を行う場合を取り上げ、契約書上で定めるべき重要な条項を解説する。より具体的には、(1)ノウハウ・特許のライセンスに関する条項、(2)製造委託に関する条項、(3)秘密保持条項、(4)撤退(契約の終了)に関する条項、(5)その他の条項を取り上げる。

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

■ 概論

ライセンスとは、自社が保有する特許権やノウハウ等の利用を他社に許諾するものであり、本章では、許諾を行う会社(特許やノウハウを保有している会社)をライセンサー、許諾を受ける会社をライセンシーと呼ぶ。ライセンス契約のもとでは、ライセンシーはライセンスを活用しつつも、自社名義で販売する商品を製造するのが一般的であり、製造委託を行う場合と比べ、ライセンシーの自由度が高い。そのため、製造委託を行う場合と比べ、トラブルが発生する余地が大きく、契約の内容を詳細に定めることが必要となる。次頁以下では、ライセンス契約のうち、知的財産権との関係で主要な条項を紹介する。

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

1. ライセンスするノウハウ・特許の特定に関する条項

第●条 (特許の特定)

1. ライセンサーは、ライセンシーに対し、ライセンサーの保有する下記の特許権(以下「本件特許権」という)について、次項に定める範囲における非独占的通常実施権(以下「本件実施権」という)を許諾する。

(別紙●)

特許番号：特許第○○号

発明の名称：○○

出願日：XX年XX月XX日

登録日：XX年XX月XX日

2. 前項により許諾される本実施権の範囲は、次のとおりとする。

(1) 期間：本契約の有効期間内

(2) 地域：●●(進出国名)

(3) 使用の態様：本特許権に係る発明(以下「本発明」という)の実施品(以下「本実施品」という)の製造及び販売

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

Article● (Grant of License)

1. The Licensor grants to the Licensee a non-exclusive right to use the patent right listed in Exhibit ● (the "Patent Right") for the purpose of marketing, promoting, advertising, and selling the product (the "Right to Use").

(Exhibit●)

Registration: No. ●●.

Registration name:

Date of Application:

Date of Registration

2. The scope of the Right to Use granted under the preceding paragraph is as follows:
 - (i) Term: Within the effective period of this Agreement
 - (ii) Territory: ●● (name of country in which the product is sold)
 - (iii) Manner of use: manufacture and sales of products as a implementation of the Patent Rights ("the Products")

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

(解説)

後々の紛争を防止するためにもライセンスの対象となる特許等はできる限り特定されていることが望ましい。特許の登録がされている場合には、当該登録番号での特定が可能だが、それ以外にも、期間、地域等についても明確に特定することが望ましい。

上記条項は、特許権を念頭に置いた条項となっているが、特許を取得していないノウハウの場合、特許のように登録番号での特定は難しく、またノウハウの内容自体を契約書に詳細に記載することは、漏洩につながるおそれがあるので、契約書上での特定が難しいという問題点がある。一つの方法としては、ノウハウを別途の技術文書にまとめ、当該技術文書の名称でもって特定を行う、又はノウハウが使用されている製品名で特定するといった方法が考えられる。

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

2. サブライセンスの制約に関する条項

第●条 (サブライセンス)

ライセンシーは、第三者の名称、所在地及び委託する業務の内容を、ライセンサーに通知し、事前の書面による承諾を得た場合に限り、第三者に対して、本件使用权の全部又は一部を再許諾することができる。

Article● (Sublicense)

Licensor may assign or grant a license to a third party, in whole or in part, for the Patent to the extent of the Right to Use, provided that Licensee notifies Licensor of the name, address and a work to be assigned or granted of any sublicensee(s) prior to sublicensing to such sublicensee(s).

(解説)

ライセンシーが商品を製造するにあたっては、製造効率化のために第三者に製造を委託することがあり得るが、委託を行うことによる情報流出防止の観点から、サブライセンスには制約を設ける必要がある。また、実際に第三者にサブライセンスをすることとなった場合には、当該第三者の情報管理体制を確認する、また、ライセンシーと同一の秘密保持義務を負わせる等の対応が必要となる。

4-3. 業務提携契約に関するひな形

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

3. 第三者の権利侵害が発生した場合に、責任の所在を明らかにする条項

第●条 (保証義務)

ライセンサーは、ライセンシーに対し、本件製品の製造、販売が第三者の権利を侵害しないことを保証しない。ライセンサーは、本件製品から生ずるライセンシーその他第三者のいかなる損害についても法律上及び契約上一切責任を負わない。

Article● (Limitation of Liability)

Licensor does not warrant to the Licensee that the manufacture or sale of the Products will not infringe the rights of any third party. Licensor shall not be liable to Licensee or any third party under any legal or contractual theory for any damages arising from the Products.

(解説)

ライセンス契約締結後、本件製品の製造、販売にあたって特許等に問題がある(第三者からの特許権の侵害がある等)が判明する場合がある。そのような場合には第三者との間での紛争解決とは別に、ライセンサーとライセンシーとの間で当該問題に伴う損害等の処理を行う必要が生じるため、上記のとおり予め責任の分配を定める条項を設けることが望ましい。

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

4. 侵害の排除に関する条項

第●条 (侵害の排除)

1. ライセンサーは、その裁量において、本件特許権に対する侵害の防止及び排除のために必要な措置を実施する。
2. ライセンシーは、第三者が本件商標権を侵害し又は侵害するおそれがあることを知ったときは、直ちにその旨をライセンサーに通知し、当該侵害の防止及び排除についてライセンサーに協力するものとする。

Article● (Elimination of infringement)

1. Licensor shall, at its discretion, take the necessary measures to prevent and eliminate infringement of the Patent Right.
2. If Licensee becomes aware that a third party has infringed or is likely to infringe the Patent Right, the Licensee shall immediately notify the Licensor to that effect and cooperate with the Manufacturer in preventing and eliminating the said infringement.

(解説)

第三者による特許侵害等があった場合の対応を定める規定である。ライセンシー側からすれば、特許侵害等は自身がライセンスを受けた製品の売上減少につながるため、ライセンサーの費用と責任で侵害を排除することを要請してくると考えられる。他方、ライセンサー側としては、侵害の程度により対応方針が変わってくるため、対応の裁量を残しておくことが望ましい。そのため、上記のように一定の裁量を残す規定としている。

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

5. 不爭義務に関する条項

第●条 (不爭義務)

ライセンサーは、ライセンシーが、本件特許権の有効性を、自ら又は第三者をして争った場合には、直ちに本契約を解除することができる。

Article● (Non-Assertion)

The Licensor may terminate this Agreement immediately if the Licensee disputes the validity of the Patent Right, either on its own or with a third party.

(解説)

ライセンス技術に係る権利の有効性について争わないというライセンシーの義務(不爭義務)を定めた条項である。通常は、ライセンシーはライセンシーの権利義務の有効性について争わず、むしろ第三者が争ってきた場合に、協働する立場にあるはずである。ただ、ライセンシーが、ライセンス使用料の支払いを免れる等の目的で、特許の有効性を争う場合がないとも言いきれないため、注意的に規定される場合がある条項となる。

なお、よく混同される概念として、非係争義務がある。これは、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが保有する権利を、ライセンサーや関係する事業者等に対して行使しない義務である。このような非係争義務については、競争法上の問題を生じさせ得るため、規定する際には注意が必要である。

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

6. 改良技術の取扱いに関する条項

第●条 (改良技術)

1. ライセンシーが、本契約期間中に、本件特許権に基づき、新たな発明、考案又は衣装の創作等をしたときは、ライセンサーに対して、直ちにその旨を通知するものとする。
2. ライセンシーは、前項により通知した改良技術についてライセンサーから実施許諾の要求があったときは、合理的な条件で実施許諾に応じるものとする。

Article● (Improved technology)

1. Licensee shall immediately notify Licensor if Licensee makes any new inventions, devices or costumes based on the Patent Right during the term of this Agreement.
2. If the Licensee is requested by the Licensor to license the improved technology notified in accordance with the preceding paragraph, the Licensee shall accept the license under reasonable conditions.

(解説)

ライセンス過程で、新たな発明等が生じる場合があるところ、その取扱いについて定めた規定である。ライセンスを元としているとはいえ、改良により生じた発明、案及び創作は、ライセンシーの改良行為によるものであると思われ、したがって、改良部分に係る権利はライセンシーに帰属するのが原則となる。当該原則に基づきつつも、ライセンシーから当該発明等の利用を許諾される場合を想定し、第2項を定めている。

4-3. 業務提携契約に関するひな形

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

7. 特許、ノウハウの許諾を受けた旨の表示の可否に関する条項

第●条 (実施許諾の表示)

ライセンシーは、ライセンシーが販売する本件製品に本件特許権の実施許諾を受けている旨の表示を付す場合には、ライセンサーから、書面による事前の承諾を得なければならない。

Article● (Indication of license)

Licensee shall obtain the prior written consent from Licensor before placing any indication on any Product sold by the Licensee that it is licensed under the Patent Rights.

(解説)

製品に特許権・ノウハウのライセンス許諾を受けた製品であることを表示することは、製品の信頼性を高め、模倣品を抑止することにつながるため、ライセンシーから要望を受ける場合がある。他方で、ライセンサーの立場からは、第三者にライセンスを許諾したことを知られたくない場合(ノウハウの存在を知られたくない等)があり得る。このような配慮から本条ではライセンス許諾の表示にライセンサーの事前の同意を必要と定めている。

なお、国によっては、訴訟以前の段階において特許侵害を理由とした損害賠償請求を行うには、ライセンス商品に特許番号等が表示されていることが条件となっている場合があるので、表示の可否については慎重に検討する必要がある。

第1章 ノウハウ・特許のライセンスに関する条項

～コラム～ ライセンシーへの制約と独占禁止法

ライセンス契約に伴い、ノウハウの漏洩防止、製品の性能確保等の観点から、以下のような条項の導入が検討される場合があります。

- ・ ライセンシーが第三者と協働して研究開発を行うことを制限する規定
- ・ ライセンシーの原材料の購入先を制限する規定
- ・ ライセンサーの競争者の競争品の製造、販売又は当該競争者からライセンスを受けることを制限する規定

これらの規定は、ノウハウの漏洩防止や製品の品質保証等の観点から一定の合理性が認められる場合があるものの、競争者を排除する側面があることは否めません。また、ある国で合法とされている規定でも、他の国においては、違法無効と判断されるケースも十分想定されます。導入にあたっては、進出先国の法律事務所に相談を行い、現地の独占禁止法実務を確認しながら慎重に導入の可否を検討する必要がある点に注意が必要です。

第2章 製造委託に関する条項

■ 総論

製造委託とは、事業者が他の事業者に対して半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いられる金型等を提供の上、企画等を指定して、製造を委託することを意味する。商品の所有権は委託者に帰属する等、ライセンス契約と比較すると受託者の裁量が小さい契約形態である。ライセンス契約と重複する内容もあるため、以下では特に製造委託に特有の条項を取り上げる。

第2章 製造委託に関する条項

1. 委託の範囲に関する条項

第●条 (委託の範囲)

1. 委託者は受託者に対して、本件契約の期間中、本件目的物の製造を委託する。ただし、委託者が必要と判断し場合には、第三者に対して、本件目的物の製造の全部又は一部を委託することができる。
2. 受託者は、第三者に対して、本目的物又は本目的物の改良品を販売することができる。
3. 前項により許諾される販売の範囲については下記のとおりである。
 - (1) 期間：本契約の有効期間内
 - (2) 地域：●●(進出国名)

Article● (Extent of consignment)

1. The consignor shall entrust the consignee with the manufacture of the Products during the term of the contract. Notwithstanding the foregoing, the consignor may entrust the whole or part of the manufacture of the Products to a third party.
2. The consignor may sell the Products or an improved version of the Products.
3. The scope of the sell granted under the preceding paragraph is as follows:
 - (i) Term: Within the effective period of this Agreement
 - (ii) Territory: ●● (name of country in which the product is sold)

第2章 製造委託に関する条項

(解説)

製造委託において、受託者の製造した商品は、原則として委託者の所有とすることが想定されているが、場合によっては、製造した商品の販売を受託者に認める場合がある。上記は、販売を認める場合の条項例である。販売を認める場合には、受託者とのトラブルを避けるために、販売を認める地域や期間等、範囲を明確に指定することが望ましい。

また、受託者以外に委託する余地をどの程度残すのかという点も論点になり得る。委託した受託者では、委託者の要請に応えられないことが事後的に発覚した場合等に備えて、可能ならば第三者に委託する余地を残しておくことが望ましいため、上記では委託者の裁量で、第三者への委託が可能となっている。

第2章 製造委託に関する条項

2. 支給品、貸与品に関する規定

第●条 (支給品、貸与品)

委託者は、必要と判断した場合には、受託者に対して、部品、原材料等を有償又は無償で支給し、本目的物の製造に必要な機械、金型等を有償又は無償で貸与することができる。

Article● (Supplement and Lent)

Consigner may supply parts, raw materials, etc. to Consignor for a fee or free of charge, and may lend machines, molds, etc. necessary for the manufacture of the Products to the consignor for a fee or free of charge, if the consignor deems it necessary.

(解説)

製造委託においては、品質維持の観点から、委託者から受託者に対して、支給品、貸与品を供給することがあり得るため、その旨を規定した条項である。なお、支給品、貸与品は物ではあるが、それ自体にノウハウが使用されていることが多いため、秘密保持のための条項をセットで定めておく必要がある。

第2章 製造委託に関する条項

3. 技術指導に関する規定

第●条 (技術者の派遣)

1. 委託者は、受託者の要請に基づき、本契約の締結後●年間、受託者に対して、本契約により提供される提供技術の利用及び本目的物への応用に関する技術指導を行うものとする。
2. 委託者は、受託者の要請を受けた場合、合理的に対応可能な範囲において、技術指導業務を行う目的で、受託者に対して甲の従業員を派遣し、技術指導を行う。技術指導員の人数、派遣場所、派遣期間、派遣費用、その他の条件は、別途協議の上、決定する。
3. 委託者及び受託者は、第1項に定める技術指導業務の期間後、委託者による技術指導業務の継続の有無及び条件について、別途協議のうえ定めるものとする。

Article● (Dispatch of Engineers)

1. Consigner shall, at the request of the Consignee, provide technical guidance on the use of the provided technology and its application to the Products for a period of ● years after the conclusion of this Agreement.
2. Upon the request of Consignee, the Consigner shall, to the reasonably possible extent, dispatch its employees as technical advisors to Consignee for the purpose of providing technical guidance services. The number of technical advisors, the place, the period, the cost of dispatch and other conditions shall be determined through separate consultation.
3. The Parties shall separately consult and decide whether and under what conditions the Consignee will continue the technical guidance services after the period of the technical guidance services stipulated in Paragraph 1.

(解説)

製造委託においては、一定のノウハウが必要となることが多く、また品質を安定させるために、技術指導を行う必要がある場合がある。上記はそのような技術指導について定めた規定である。なお、技術指導の内容は、秘密情報として秘密保持義務の対象とすることが、漏洩の防止等の観点からは望ましい。

第3章 秘密保持条項

■ 総論

技術・ノウハウ保護の観点からは、情報の管理が非常に重要であり、秘密保持条項を規定する必要がある。食品企業は、自社の技術について、権利化することなく、ノウハウ等を秘匿すること多いところ、ノウハウは、秘密に管理されている限りその価値を保持することができ、また、一定の要件を満たすことで法的保護も受けることができる。ノウハウをライセンスを含む他者に開示する際には秘密管理の観点から、秘密保持条項を規定することが不可欠である。

第3章 秘密保持条項

1. 秘密保持一般に関する条項

第●条 (秘密保持)

1. 本契約において、「秘密情報」とは、一方当事者(以下「開示当事者」という)が他方当事者(以下「受領当事者」という)に対して、本契約の目的のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示した一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに、本契約に関する協議・交渉の存在及びその内容をいう。
2. 秘密情報には以下を含まない。
 - (1) 開示のなされた時、既に公知である情報
 - (2) 受領当事者又はその役員、従業員若しくは代理人の故意又は過失による作為又は不作為の結果以外の理由で一般に入手可能となった情報
 - (3) 開示のなされた時、既に受領当事者が保有していた情報
 - (4) 受領当事者が独自に知得した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から合法的に得た情報
3. 受領当事者は秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用することができ、秘密情報を他の目的で使用することは許されない。
4. 受領当事者は秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない、また、第三者に秘密情報を開示又は漏洩することは許されない。
5. 受領当事者が、適用ある法若しくは規制、又は裁判所若しくは政府機関の命令に応じて秘密情報を開示しなければならない場合、受領当事者は当該適用ある法規制又は命令の下で求められる範囲で秘密情報を開示することができる。受領当事者は開示当事者に対し速やかに書面で当該開示要求を通知しなければならない、開示当事者の指示に従って可能な範囲で開示を制限しなければならない。受領当事者が上記のとおり秘密情報を開示した場合、受領当事者は当該秘密情報に関する本契約の下での義務を免除はされず、当該秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない。

第3章 秘密保持条項

Article● (Confidentiality)

1. For the purposes of this Agreement, "Confidential Information" means all information disclosed by one party ("Disclosing Party") to the other party ("Receiving Party") for the purpose of this Agreement in any manner or media, whether in writing, orally or in electromagnetic form, the existence and content of this Agreement, and the existence and content of the discussion and negotiation of this Agreement.
2. Confidential Information does not include:
 - (i) information that is already known to the public prior to the disclosure thereof;
 - (ii) information that is or becomes generally available to the public, other than as a consequence of a willful or negligent act or omission by the Receiving Party or any of its officers, employees or agents;
 - (iii) information that, before disclosure to the Receiving Party, the Receiving Party already possessed;
 - (iv) information that the Receiving Party independently developed or develops; or
 - (v) information that is lawfully obtained from a third party without owing any confidentiality obligation.
3. The Receiving Party: (i) is required to keep strictly confidential any Confidential Information; and (ii) is not permitted to disclose or divulge the Confidential Information to any third party.
4. The Receiving Party may use the Confidential Information only for the purposes of this Agreement, and is not allowed to use the Confidential Information for any other purposes.
5. If the Receiving Party is required to disclose any Confidential Information by applicable law or regulation, or in response to an order issued by a court or governmental authority, the Receiving Party may disclose that Confidential Information to the extent required under that applicable law, regulation, or order. The Receiving Party is required to promptly notify the Disclosing Party in writing of this disclosure requirement, and must limit the disclosure to the extent possible in accordance with the Disclosing Party's instructions. If the Receiving Party discloses the Confidential Information as described above, the Receiving Party will not be exempted from any obligations under this Agreement related to such Confidential Information, and will be required to keep such Confidential Information in strict confidence.

第3章 秘密保持条項

(解説)

情報を開示する製造業者の立場からは、秘密情報の定義を広くする必要がある。また、秘密情報の定義の例外については、できる限り限定すべきである(1項、2項)。そこで、ライセンサーが開示する情報が、原則としてすべて秘密情報として秘密保持や目的外使用の禁止の対象となるよう、規定している。

ライセンシーは、ライセンサーの開示情報を秘密に保持し、第三者に開示してはならず、直接・間接を問わず、いかなる情報の漏洩も許されない。そのため、秘密情報の使用目的を明確にし、当該目的においてのみ使用できる旨を明確化すること(3項)、秘密情報を厳格に保持し、第三者に開示してはならないことを販売店の義務として明確に定めること(4項)が必要である。

上記のサンプル条項には規定していないが、ライセンシーが、許諾された使用权を実施するために、ライセンサーから開示を受けた秘密情報を関係者に開示する必要がある場合には、ライセンサーがライセンシーに対し、販売店が関係者に情報開示を行うにあたり、関係者に当該情報について秘密保持義務を課す(=秘密保持誓約書を提出させる)ことを約束させることも考えられる。

裁判所等の公的機関から秘密情報の開示を命じられた場合(5項)、秘密保持義務の例外として、開示が認められる。この場合に秘密情報の定義から除外する(=2項に含める)と、その情報については目的外の使用や、第三者への開示が認められることとなるため、秘密情報の定義から除外することなく、秘密保持義務の例外として取り扱う必要がある。

第3章 秘密保持条項

2. 契約終了時の秘密情報の返還又は廃棄を定める条項

第●条 (秘密情報の返還)

本契約が終了し又は解除された場合、受領当事者は、開示当事者の指示に従い、速やかに開示当事者に秘密情報を返却し、秘密情報を削除し、又は秘密情報を含む媒体を破壊しなければならない。

Article● (Return of Confidential Information)

When this Agreement expires or terminates, the Receiving Party will be required to, in accordance with the Disclosing Party's instructions, promptly return the Confidential Information to the Disclosing Party, delete the Confidential Information, or destroy materials containing the Confidential Information.

(解説)

秘密情報の返還につき契約上明記しておかないと、契約が終了しても、交付済の書類等をライセンシーに返却することを当然には求めることができないため、注意が必要である。

第4章 撤退(契約の終了)に関する条項

1. 契約の終了に関する条項

第●条 (契約終了の効果)

1. 契約期間の満了、解除その他理由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、ライセンシーは直ちに、本製品の製造を中止し、本契約に基づきライセンサーからライセンシーに供給された一切の技術情報及びライセンシーによって作成されたそのすべての複製物をライセンサーに返還するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、ライセンシーは本契約終了後も、以下の範囲で既に製造した在庫製品を販売することができる。
3. 本契約終了後も、第●条、本条...は、当事者間ではそのまま有効とする。

Article● (Effect of Termination)

1. Upon termination of this Agreement for any reason, including but not limited to expiration of the term of the Agreement or termination, Licensee shall immediately cease manufacture of the Products and return to Licensor all technical information supplied to Licensee by Licensor under this Agreement and all copies thereof made by Licensee.
2. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, the Licensee may, after termination of this Agreement, continue to sell the stock products already manufactured to the extent that
3. After termination of this Agreement, Article ●, this Article... shall remain in force between the parties.

(解説)

契約が終了すれば実施権も消滅するのが原則であり、当該原則を示した条項になる。他方で、契約終了時点での在庫の処理等、ライセンシーとの間で予め取扱いを決めておく必要の事項もあるため、何らかの規定を設けておくことが望ましい。

第4章 撤退(契約の終了)に関する条項

2. 損害賠償に関する条項

第●条 (損害賠償)

ライセンサーは、本契約が終了し又は解除された場合、その原因がいかなる場合であっても、ライセンサーに対して、本契約の終了又は解除を理由とする一切の損害賠償請求を行わないことを誓約する。

Article● (Compensation for Damages)

In the event that this Agreement is terminated or cancelled, the Distributor covenants that it will not make any claim for damages against the Manufacturer for any reason whatsoever.

(解説)

ライセンサーは、販売益で投資を回収すべきであり、ライセンス契約の解消にあたり、ライセンサーに補償を求めるべきではないと言える。そこで、ライセンサーとしては本条項を定めるべきとなる。

第5章 その他の条項

1. 競合品取扱禁止義務につき定める条項

第●条 (競合品の販売禁止)

ライセンシーは、ライセンサーの書面による事前の同意を得ないで、直接又は間接に競合品を販売促進し、マーケティングし、又は販売してはならない。

Article● (Prohibition Against Selling Competitive Products)

Licensee is prohibited from either directly or indirectly engaging in the promotion, marketing, or sale of the Competitive Products without obtaining prior written consent from Licensor.

(解説)

競合品取扱禁止義務につき定める条項である。販売店を通じ、競合他社への情報(ノウハウ)の流出を防ぐことにつながり得る。また、独占禁止法上の問題がないかについては別途検討の必要がある(独禁法の適用については、[110頁コラム](#)も参照されたい。)

第5章 その他の条項

2. 権利義務の譲渡禁止に関する条項

第●条 (譲渡禁止)

いずれの当事者も、他方の当事者の事前の書面による同意を得ないで、本契約の下での権利又は個別販売契約の下での権利を譲渡し又は義務を委託してはならない。かかる同意を欠く譲渡又は委託は無効であり法的効力を有しない。

Article● (No Assignment)

Neither Party may assign any of its rights or delegate any of its obligations under this Agreement or under any individual sales agreement without obtaining the prior written consent of the other Party. Any assignment or delegation that lacks such consent will be neither valid nor legally effective.

(解説)

本条項により、契約の相手方の事前の書面による同意を取得しない限り、契約上の権利を他人に譲渡すること及び契約上の義務を他人に引き受けさせることはできなくなる。本条項により、ライセンサーの関与なく、ライセンシーがその有する権利義務を第三者に譲渡することを防ぐことができ、ひいては秘密情報やノウハウの漏洩防止にもつながる。

第5章 その他の条項

3. 準拠法

第●条 (準拠法)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

Article● (Governing law)

This Agreement shall be governed by and in accordance with the laws of Japan.

(解説)

契約の解釈の基準となる法律を定める規定である。日本企業にとっては、馴染みが深く、問題が生じた場合の結果が予測しやすい日本法を準拠法にするのが望ましいが、相手方が自国法を準拠法とすることを強行に主張し、ビジネスが行われる相手国の法律を準拠法として定める場合もある。また、日本法を準拠法として契約上定めた場合でも、消費者保護等の観点から、一定の場合には相手国の法律が強制的に適用される場合があるため、注意が必要である。

第5章 その他の条項

4. 紛争解決条項

第●条 (管轄)

本契約から発生するすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

Article● (Jurisdiction)

Any dispute arising out of this Agreement shall be subject to the exclusive jurisdiction of the Tokyo District Court in the first instance.

(解説)

紛争が発生した場合、どのように解決を行うかを定める条項である。本項では日本における裁判にて紛争を解決することを想定した規定になっているものの、判決を実際に執行するにあたっては、相手国で判決の承認という手続を経る必要がある。日本と相互に判決を承認する内容の2国間条約を締結していない場合、実務上承認が得られず、執行が困難になる場合があるため注意が必要である。

そのような国に所在する事業者が契約の相手方となる場合、相手方国の裁判所を管轄として定めることもあり得るが、中立性の懸念等がある場合には、仲裁の利用が想定される。仲裁は、紛争当事者が任命する仲裁人の判断によって紛争を終結させる手続であり、ニューヨーク仲裁条約の加盟国であれば、仲裁判断の承認を拒否できる事由が限定的となる。

仲裁を選択する場合には、契約書中に仲裁条項を規定しておく必要がある。この点、各仲裁機関がモデル条項を公表している(例えば日本商事仲裁のものは[こちら](#)を参照)ため、そちらを利用するのが望ましい。

なお、仲裁は、非公開であり紛争の発生を外部に知られないという利点があるものの、仲裁と訴訟は二者択一であり、仲裁を選択した場合には、訴訟を利用できないため、注意が必要である。

1. 食産業の海外展開ガイドラインの概要

2. 海外展開モデルのポイント

3. 海外展開における注意点と対処方法

4. 契約・規則ひな形

はじめに

販売店契約に関するひな形

業務提携契約に関するひな形

共同研究契約に関するひな形

従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

共同研究とは、各当事者が有する技術やノウハウ等を相互に提供し合い、協力して新たな製品・技術を開発する態様である。

共同研究契約においては、共同研究を成功に導くためにも、可能な限りで情報は両当事者によって積極的に開示・提供されることが想定される。また、共同研究開発の過程で、結果情報等の新たな情報が取得されることも想定される。そのため、共同研究契約書においては、秘密情報の保護について特別の配慮を要する。

また、共同研究契約においては、各当事者が担う役割、成果物の帰属及び利用に関する取り決め(利用によって得られた利益の配分、契約終了時の取扱い等を含む。)を明確に定めておくことが重要である。成果の帰属及び利用に関する取り決めが不十分な場合、自社が技術や資金を出して開発した成果であるにもかかわらず、自社の想定した用途に活用できない、あるいは当該成果から何らの利益も得られない等の不測の事態が生じ得るため、留意が必要である。

なお、共同研究の内容や規模、当事者の関係性等次第ではあるが、詳細な共同研究契約を作成せずに、比較的簡潔な覚書(MOU：Memorandum of Understanding)を作成する場合もある。

第1章 研究開発の関与者に関する条項

1. 研究開発の参加者を特定する条項

第●条 (研究開発の参加者)

各当事者は、それぞれ別紙に掲げる者を食品製造に関する共同研究(以下「本件研究開発」という)に参加させるものとし、参加者に変更が生じた場合は、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

Article● (The participants in joint research)

Each Party shall ensure the persons listed in the annex participate in the joint research on food production (the "Research"), and shall promptly notify the other Party of any changes in the participants.

(解説)

一般に、共同研究においては、研究開発に携わる参加者が誰であるかが重要となる。そのため、上記では共同研究の参加者を特定のうえ、変更が生じた場合には相手方にその旨を通知するよう規定している。

第1章 研究開発の関与者に関する条項

2. 第三者への委託を制限する条項

第●条 (第三者への委託の禁止)

1. 各当事者は、本件研究開発に係る業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、その委託する業務の内容及び当該第三者について相手方当事者の書面による事前の同意を得た場合は、この限りでない。
2. 前項ただし書に基づき第三者に業務を委託する当事者は、当該業務の委託に際して第●条と同等の秘密保持義務を当該第三者に課すものとする。
3. 本条1項ただし書に基づき業務委託を受けた第三者が当該業務委託に基づきなしたすべての行為は当該業務を委託した当事者の行為とみなす。

Article● (Non-delegation to third party)

1. Each Party shall not delegate all or any part of the Research to a third party. However, this shall not apply if the prior written consent of the other Party has been obtained with respect to the work to be assigned and the third party concerned.
2. The Party who delegates to a third party pursuant to the proviso of the preceding paragraph shall impose on said third party a duty of confidentiality equivalent to that set forth in Article ● upon assignment of said work.
3. All acts performed by a third party to whom work is delegated pursuant to the proviso of Paragraph 1 of this Article based on said delegation shall be deemed to be acts of the Party who delegates said work.

(解説)

上述のように、共同研究開発に関与する者が誰であるかは重要であるため、共同研究開発の業務の全部又は一部を相手方に無断で第三者に委託することを禁止することが多い。また、委託先の第三者についても、契約当事者と同等の秘密保持義務を課すことも重要である。

第2章 情報提供に関する条項

1. 当事者間の情報提供に関する条項

第●条 (情報提供)

1. 各当事者は、本件研究開発の実施のために必要な範囲で、技術上又は営業上の情報を相互に無償で提供するものとする。ただし、第三者との契約により秘密保持義務を負っている情報についてはこの限りでない。
2. 各当事者は、本件研究開発の期間中、本件研究開発の過程で得られた技術的情報を速やかに相手方に開示するものとする。
3. 情報開示当事者は、本件研究開発に必要な範囲において、無償で開示情報を使用することができる。
4. 各当事者は、本件研究開発完了後又は中止後において、相手方から提供された開示情報について、相手方からの要求に応じ、直ちに相手方に対して返還するものとする。

Article● (Provision of the information)

1. Each Party shall provide technical or business information to the other Party free of charge to the extent necessary for the implementation of the Research. However, this shall not apply to information for which the Parties are obligated to maintain confidentiality under a contract with a third party.
2. During the term of the Research, each Party shall promptly disclose to the other Party any technical information obtained in the course of the Research.
3. The Party disclosing the information may use the disclosed information free of charge to the extent necessary for the Research.
4. After the completion or cessation of the Research, each Party shall immediately return the disclosed information provided by the other Party to the other Party upon the other Party's request.

第2章 情報提供に関する条項

(解説)

共同研究において提供されることが想定される情報の種類としては、①共同研究契約期間中に各当事者が提供する情報(既存情報)及び②共同研究実施の期間中に、その過程又は結果で新たに得られた情報(開発成果)がある。また、②の開発成果には、特許を受けることができる発明に達している情報(発明成果)と、発明のレベルには達しない個々の実験の基礎データや失敗情報等の情報(結果情報)に区分できる。以上の情報について、それぞれどのような条件及び範囲で相手方に開示するのかは重要な点である(1項、2項)。なお、発明成果については、成果に関する条項で別途規定している。

また、3項では開示された情報の使用の範囲及び条件について定めている。さらに、必要に応じて、研究開発終了後の開示情報の返還についても定めておくことが望ましい(4項)。

共同研究において提供されることが想定される情報の種類

情報の種類		概要
既存情報		共同研究契約期間中に各当事者が提供する情報
開発成果		共同研究実施の期間中に、その過程又は結果で新たに得られた情報
	発明成果	特許を受けることができる発明に達している情報
	結果情報	発明のレベルには達しない個々の実験の基礎データや失敗情報等の情報

第3章 秘密保持に関する条項

1. 秘密保持に関する条項

第●条 (秘密保持)

1. 本契約において「秘密情報」とは、本件研究開発の実施にあたり、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た技術上・営業上の一切の情報のうち、開示当事者が秘密である旨を明示したものをいう。
2. 秘密情報には以下を含まない。
 - (1) 開示のなされた時、既に公知である情報
 - (2) 受領当事者又はその役員、従業員若しくは代理人の故意又は過失による作為又は不作為の結果以外の理由で一般に入手可能となった情報
 - (3) 開示のなされた時、既に受領当事者が保有していた情報
 - (4) 受領当事者が独自に知得した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から合法的に得た情報
3. 受領当事者は秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用することができ、秘密情報を他の目的で使用することは許されない。
4. 受領当事者は秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない、また、第三者に秘密情報を開示又は漏洩することは許されない。
5. 受領当事者が、適用ある法若しくは規制、又は裁判所若しくは政府機関の命令に応じて秘密情報を開示しなければならない場合、受領当事者は当該適用ある法規制又は命令の下で求められる範囲で秘密情報を開示することができる。受領当事者は開示当事者に対し速やかに書面で当該開示要求を通知しなければならない、開示当事者の指示に従って可能な範囲で開示を制限しなければならない。受領当事者が上記のとおり秘密情報を開示した場合、受領当事者は当該秘密情報に関する本契約の下での義務を免除はされず、当該秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない。

第3章 秘密保持に関する条項

Article● (Confidentiality)

1. For the purposes of this Agreement, "Confidential Information" means:
 - (i) any information of a confidential nature concerning the Disclosing Party's organization, business, intellectual property, finances, or transactions;
 - (ii) any information that, at the time of its disclosure, the Disclosing Party informs the Receiving Party is confidential; and
 - (iii) the existence of this Agreement and the terms and conditions of this Agreement.
2. Confidential Information does not include:
 - (i) information that is already known to the public prior to the disclosure thereof;
 - (ii) information that is or becomes generally available to the public, other than as a consequence of a willful or negligent act or omission by the Receiving Party or any of its officers, employees or agents;
 - (iii) information that, before disclosure to the Receiving Party, the Receiving Party already possessed;
 - (iv) information that the Receiving Party independently developed or develops; or
 - (v) information that is lawfully obtained from a third party without owing any confidentiality obligation.
3. The Receiving Party: (i) is required to keep strictly confidential any Confidential Information; and (ii) is not permitted to disclose or divulge the Confidential Information to any third party.
4. The Receiving Party may use the Confidential Information only for the purposes of this Agreement, and is not allowed to use the Confidential Information for any other purposes.
5. If the Receiving Party is required to disclose any Confidential Information by applicable law or regulation, or in response to an order issued by a court or governmental authority, the Receiving Party may disclose that Confidential Information to the extent required under that applicable law, regulation, or order. The Receiving Party is required to promptly notify the Disclosing Party in writing of this disclosure requirement, and must limit the disclosure to the extent possible in accordance with the Disclosing Party's instructions. If the Receiving Party discloses the Confidential Information as described above, the Receiving Party will not be exempted from any obligations under this Agreement related to such Confidential Information, and will be required to keep such Confidential Information in strict confidence.

第3章 秘密保持に関する条項

(解説)

秘密保持義務の対象となる情報の範囲について、上記では、相手方から秘密と明示して提供された情報すべてを秘密保持義務の対象に含めている(1項)。なお、共同研究開発においては、重要な情報が口頭で提供されることも多いため、口頭で提供された情報のうち、開示した当事者において当該情報を書面にしたものについて秘密情報の範囲に含めるという対応も考えられる。

また、秘密保持義務の対象除外となる情報について、2項及び5項で定めている。すなわち、2項では対象除外とされる典型的類型を5つ定めている。加えて、5項では、裁判所等の公的機関の命令や法令により秘密情報の開示が命じられた場合に、秘密保持義務の例外として、開示を認めている。

なお、秘密保持義務の存続期間については対象となる秘密情報の性質に応じて決定されるが、一般的には契約期間後3年から5年とすることが多い(有効期間の条文参照)。

第3章 秘密保持に関する条項

2. 関係者への開示に関する条項

第●条 (従業員への開示)

1. 情報受領者は、情報開示者の書面による事前の承諾がない限り、秘密情報を、本件研究を実施するうえで開示する必要のある役員又は従業員(以下「関係者」という)以外の役員又は従業員に開示又は漏洩してはならない。
2. 情報受領者は、解任や退職等により関係者について変更が生じた場合には、直ちにその事実を情報開示者に通知するものとする。
3. 関係者は、その在任又は在職中及び在任後又は在職後も、本件契約書●条に基づく秘密保持義務と同等の義務を負うものとする。

Article● (Disclose to Employees)

1. The Receiving Party shall not disclose Confidential Information to any officers or employees other than the officers or employees who have a need to know to perform the Research (collectively, the “Employees”), without the prior written consent of the Disclosing Party.
2. The Receiving Party shall immediately inform the Disclosing Party of the dismissal, resignation or expiration of term of office or employment of the Employees.
3. The Employees shall be subject to obligations of confidentiality equivalent to those under Article ● of the Agreement, both during and after their employment.

第3章 秘密保持に関する条項

(解説)

共同研究契約の当事者である法人(情報受領者)に秘密保持義務を課すだけでなく、当該法人が秘密情報を開示できる役員及び従業員の範囲を限定することで、秘密情報の機密性をより高めることができる(1項)。また、秘密情報の開示を受ける関係者の範囲を特定するために、関係者の構成員に変更が生じた場合には、情報受領者に通知義務を課すことがある(2項)。

また、より情報の機密性を担保するために、情報受領者である法人だけでなく、秘密情報を実際に取り扱う当該法人の役員及び従業員(関係者)に対して、直接秘密保持義務を負わせる条項を入れることもある(3項)。

第4章 共同研究の成果に関する条項

1. 共同研究の成果帰属に関する条項

第●条 (成果帰属)

各当事者が本件研究開発の期間中に本件研究開発の実施により取得した発明、アイデア、ノウハウ等の技術的成果(以下「本件成果」という)は、両当事者の共有とし、その持分は均等とする。

Article● (The ownership of Results)

Any result including, but not limited to, inventions, discoveries, know-how and other technical results (collectively, the “Results”), which may arise out of the Research carried out hereunder, shall be the joint property of the Parties and the shares shall be equal.

(解説)

開発成果の帰属をどのようにするかは、当該成果を用いた製品や新技術によって生まれる利益に関連する事項であるので、この点は共同研究契約の中心をなす規定となる。

成果の帰属の在り方としては、一方当事者の単独所有や当事者全員の共有等が考えられる。共同開発の成果が当事者双方の貢献による場合には、成果の帰属については当事者間の共有とすることが多い。また、共有の場合には持分比率を決める必要があるところ、その際には、各当事者の研究分担、成果取得への寄与度や費用の負担割合等の具体的事情が考慮される。

なお、共同研究の成果の帰属や利用については、相手方当事者の国の規制と日本の規制が異なる場合がある。適用される国又は地域の法令で定められている共同研究の成果の帰属や利用と異なる内容を当事者間で意図している場合には、その内容を契約において定める必要がある。また、契約で準拠法を日本法と定めている場合であっても、強行法規や属地主義に基づいて諸外国の法規制が適用される場合もあるため、外国企業との間で共同研究契約を締結する場合には、相手方当事者の国又は地域の規制を予め確認しておく必要がある点に留意が必要である。

第4章 共同研究の成果に関する条項

2. 知的財産権の取扱いに関する条項

第●条 (知的財産権)

1. 本件成果に含まれる発明考案又は創作について、特許権実用新案権、意匠権商標権回路配置利用権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権(以下「本件知的財産権」という)は、双方当事者の共有とし、その持分は均等とする。
2. 各当事者が本知的財産権について出願をする場合は、当該出願の内容及び出願国について協議し、共同で当該出願を行う。出願手続及び権利保全手続は実際の発明者が所属する当事者が行うものとし、他方当事者はこれに協力する。
3. 前項に基づく出願手続及び権利保全手続に係る費用は、各当事者が持分に応じて負担する。
4. 本件知的財産権に関し、その取得又は維持のために審判請求、訴訟等を提起する場合、第三者から審判請求、訴訟等が提起された場合、若しくは、本知的財産権を第三者が侵害した場合は、各当事者は相互に協力してその解決を図るものとする。

Article● (Intellectual Property Rights)

1. The right to obtain intellectual property rights, such as patent rights, utility model rights, design rights, trademark rights, circuit layout exploitation rights, etc., and the intellectual property rights acquired based on such rights (collectively, the "Intellectual Property Rights") for the inventions, devices, or creations contained in the Results shall be the joint property of the Parties, and the shares shall be equal.
2. When each Party files an application for the Intellectual Property Rights, the Parties shall jointly file the application by agreeing on the contents of the application and the country of filing. The inventing Party to which the inventor belongs shall be responsible for the application procedures and the procedures to preserve rights, and the other Party shall cooperate with the inventing Party.
3. Each Party shall bear the costs related to the application procedures and preservation of rights procedures under the preceding paragraph in proportion to its share.
4. In the event that a request for trial, lawsuit, etc. is filed for the purpose of acquiring or maintaining the Intellectual Property Rights, a request for trial, lawsuit, etc. for the Intellectual Property Rights is filed by a third party, or the Intellectual Property Rights are infringed by a third party, each Party shall cooperate with the other Party to resolve the issue.

第4章 共同研究の成果に関する条項

(解説)

研究開発の成果について、知的財産権を取得することが予定される場合には、その出願手続や登録手続についての取り決めが必要になる。

なお、共同研究の成果の帰属と同様に、開発成果に係る知的財産権の出願方法についても、相手方当事者の国又は地域の規制の対象となる可能性があるため、予め相手方当事者の国又は地域の規制を確認しておく必要がある。日本法の場合、知的財産権を共有する際には、出願は共有者全員が共同で行う必要がある(特許法38条)。他方、特許権侵害に係る差止請求等の訴訟活動については各共有者が単独でなし得ると考えられているが、このような行為は他の共有者の権利利益にも重大な影響を与えるものであるから、他の共有者の協力のもとで行うことが望ましい。

第4章 共同研究の成果に関する条項

3. 成果の利用に関する条項

第●条 (成果の利用)

1. 各当事者は、本件成果及び本件知的財産権をそれぞれ無償で実施することができる。
2. 各当事者が自己の持分に係る本件成果又は本件知的財産権を第三者に譲渡し、又は第三者に実施を許諾することを希望する場合は、予め両当事者で協議し、実施の可否及びその条件等を定めるものとする。

Article● (Exploitation of Results)

1. Each Party may, without obtaining any consent from the other Party or making any payment to the other Party, exploit the Results and Intellectual Property Rights.
2. In the event that either Party wishes to transfer the Results or the Intellectual Property Rights pertaining to its share to a third party or to grant a license to a third party to exploit the Results or the Intellectual Property Rights, the Parties shall consult with each other in advance to determine the term and the conditions for the third parties' exploitation.

(解説)

成果の帰属関係からその利用について当然に決定されるわけではないため、別途成果の利用に関する事項を定める必要がある。もっとも、成果の帰属と利用は密接に関連しているため、成果の利用については、成果の帰属関係を踏まえて規定する必要がある。また、成果の帰属とあわせて適用法令を確認のうえ、当該法令上の帰属及び利用の規定内容について確認しておくことが望ましい。

成果の利用の形態としては、一方当事者のみが単独で実施する場合と、各当事者がそれぞれ実施する場合等が想定されるが、同業種間での共同開発においては後者が多い。日本法の場合、開発成果が共有に係る場合には、各当事者がそれぞれ実施できるとされているため、上記では、各当事者がそれぞれ無償で実施できる旨を定めている(1項)。また、成果を第三者に譲渡又は実施許諾をする場合について、相手方当事者の事前の同意を要求する場合もあるが、上記では、当事者間の事前協議を行う旨を定めている(2項)。

第4章 共同研究の成果に関する条項

4. 成果の公表等に関する条項

第●条 (成果の公表)

各当事者は、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、本件成果を第三者に開示又は漏洩してはならない。各当事者が本件成果を公表することを希望する場合は、両当事者で予め協議をし、その内容及び方法を定めるものとする。

Article● (Publication of Results)

Each Party shall not disclose or leak the Results to any third party without the prior written consent of the other Party. If either Party wishes to publish the Results, the Parties shall consult in advance to determine the details and method of publication.

(解説)

共同研究開発の成果の利用の一環として、成果の公表(学会や論文での発表等)に関する取り決めをすることがある。上記では、成果が当事者の共有に係ることを前提に、相手方当事者の同意なく成果を開示・漏洩することを禁止し、成果の公表を希望する場合には、両当事者の事前協議にかかるとしている。

第4章 共同研究の成果に関する条項

5. 改良成果に関する条項

第●条 (改良成果)

1. 本件研究開発の期間の終了後●年以内に各当事者が本件成果に基づき新たな発明、考案又は創作(以下「改良成果」という)を行った場合、改良発明等は、これを発明した当事者に帰属する。
2. 改良成果の帰属に疑義が生じた場合には、各当事者の協議によりこれを定めるものとする。
3. 各当事者は、自己に単独帰属する改良成果について知的財産権の出願をしようとするときは、その内容を相手方当事者に事前に書面により通知しなければならない。前項に基づき、両当事者の共有帰属に至った改良成果について知的財産権の出願を行う際には、出願内容や出願費用等について、別途当事者間の協議により定めるものとする。

Article● (Improvement)

1. In the event that each Party makes a new invention, device or creation based on the Results (collectively, the "Improvements") within ● years after the end of the term of the Research, each Party shall solely own Improvements made solely by its own employees.
2. If any doubt arises as to the ownership of the Improvements, it shall be determined through consultation between the Parties.
3. Each Party shall, when intending to file an application for intellectual property rights with respect to an improvement result that belongs solely to it, notify the other Party in writing in advance of the details of the application. When filing an application for intellectual property rights for an improvement result that has come to belong jointly to both parties in accordance with the preceding paragraph, the details of the application, filing fees, etc. shall be determined through separate consultation between the parties.

第4章 共同研究の成果に関する条項

(解説)

共同研究開発の成果に基づいて、一方当事者が新たな成果を発明した場合に、当該成果をどのように取り扱うかについては、当事者間で争いになることが想定されるため、契約書において事前に取り決めをしておくことが望ましい。

なお、改良成果の帰属については、契約の準拠法や相手方当事者の国の法規制にもよるが、契約上の特段の規定がない限り、原則として発明者に帰属するものと考えられる。そのため、上記では改良成果の帰属について、発明者に帰属する旨を定めている(1項)。もっとも、共同研究の場合には、改良対象となる基礎技術が既存情報か開発成果か明確でない場合や、生じた改良成果が発明に達しているかが不明確な場合も十分に想定され得るため、改良成果の帰属に疑義が生じた場合には、各当事者の協議によりこれを定めるとしている(2項)。

また、改良成果について知的財産権の出願を行う場合の規定を置いている。上述のとおり、そもそも改良成果の帰属についての判断が難しい場合が相応にあり、出願手続の具体的内容を契約で定めることが困難であるため、共有帰属となる開発成果の出願については、当事者間の協議に委ねるとすることが多い(3項)。

第5章 撤退(契約の終了)に関する条項

1. 契約の終了に関する条項

第●条 (契約終了の効果)

1. 契約期間の満了、解除その他理由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、別段の合意がなされる場合を除き、各当事者は、本契約に基づき相手方から開示又は提供された情報及び資料(及びそのコピー、複製、編集物並びに解釈物)を直ちに相手方に返還又は破棄するものとする。
2. 本契約終了後も、第●条、本条...は、当事者間ではそのまま有効とする。

Article● (Effect of Termination)

1. Upon termination of this Agreement for any reason, including but not limited to expiration of the term of the Agreement or termination, each Party shall, unless otherwise agreed by the Parties hereto, immediately return or destroy all information and documents disclosed or provided by the other Party under this Agreement (and copies, reproductions, compilations and interpretations thereof).
2. After termination of this Agreement, Article ●, this Article... shall remain in force between the parties.

(解説)

共同研究契約の終了関しては、他の当事者から開示又は提供を受けた情報等の返還又は破棄、あるいは使用禁止を定めることが一般的である。なお、情に報の破棄については、実際に破棄がなされたのかを確認するために、破棄証明書を要求することもある。

また、存続条項(2項)について、共同研究契約においては、将来の事業化の基礎となる開発成果の獲得を目的として当事者が契約関係に入るため、共同開発が終了した後も、相互に提供した情報や共同研究により生じた成果の取扱い等について、一定の契約関係を存続する必要がある。具体的には、秘密保持義務や第三者への無断提供禁止、開発成果の帰属や利用に関する権利義務に関する条項等が想定される。

第5章 撤退(契約の終了)に関する条項

2. 損害賠償に関する条項

第●条 (損害賠償)

相手方の債務不履行を理由として本契約を解除した当事者は、その選択により、契約終了時点で得られた本件成果のすべてを実施することができる他、相手方に対して、債務不履行によって生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

Article● (Compensation for Damages)

Either party who terminates this Agreement due to the other Party's default may implement all of the Results obtained at the time of termination of this Agreement, and may also demand compensation from the other Party for any and all damages caused by the other Party's default.

(解説)

債務不履行解除の場合に、解除とあわせて帰責事由のある当事者に対する損害賠償請求を行える旨を規定することが多い。また、債務不履行解除をした者が、契約終了時点で得られている開発成果についても、そのすべてを実施できることを明記することで、共同開発が途中で解除された場合の損害を最小限に抑えることができる。

第6章 その他の条項

1. 競業禁止に関する条項

第●条 (競業禁止)

各当事者は、本件研究開発の期間中、相手方から書面による事前の同意を得ることなく、単独又は第三者との間で本共同研究と同一又は類似の目的となる研究開発を単独又は第三者と共同で行い、若しくは第三者から受託してはならない。

Article● (Non-Competition)

During the term of the Research, neither Party may cooperate independently or jointly with a third party, or be delegated by a third party with any research for the same or similar purposes as the Research, without the prior written consent of the other Party.

(解説)

共同開発は各当事者の保有する技術やノウハウ等を相互に提供し、共同で行うものであるため、一方当事者が相手方に無断で、単独あるいは第三者との間で同一又は類似の共同開発を行うことを許可してしまうと、成果物の帰属や秘密保持に関して紛争が生じるおそれがある。そのため、共同研究開発契約においては、競合する研究開発の実施について制限を設けることが多い。なお、他の研究開発を制限する場合には、当該制限が独占禁止法上の不公正な取引方法(独禁法19条)に該当しないよう、合理的な制限にとどめるよう考慮が必要である(共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を広く制限する場合や、共同研究開発終了後の合理的期間を超えて共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を制限することは不公正な取引方法に該当するおそれが強いとされている。)

第6章 その他の条項

2. 譲渡の禁止に関する条項

第●条 (譲渡禁止)

各当事者は、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、本契約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

Article● (Non-assignment)

Each party shall not assign its rights and obligations under this Agreement, in whole or in part, to any third party without the prior written consent of the other Party.

(解説)

上述のように、共同研究においては、研究開発に携わる参加者が誰であるかが重要である。そのため、相手方当事者に無断で権利関係の譲渡を行うことを禁止することが多い。

第6章 その他の条項

3. 有効期間及び契約終了後の措置に関する条項

第●条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、第●条に定める本件研究開発の期間と同一とする。
2. 前項の規定にかかわらず、第●条(成果の帰属)、第●条(知的財産権の取扱い)、第●条(成果の利用)、第●条(改良成果)及び第●条(譲渡の禁止)の規定は、本契約終了後においても有効に存続し、第●条(秘密保持)及び第●条(成果の公表等)の規定は、本契約終了後●年間有効に存続する。

Article● (Term of the Agreement)

1. The Agreement shall be effective for the same period as the term of the Research stipulated in Article ●.
2. Notwithstanding the above, Article ● (The ownership of Results), Article ● (Intellectual Property Rights), Article ● (Exploitation of Results), Article ● (Improvement), and Article ● (Non-assignment) shall be effective even after the termination of the Agreement, and Article ● (Confidentiality) and Article ● (Publication of Results) shall be effective for a period of ● years after the termination of the Agreement.

(解説)

本契約及び各条項の有効期間を定めるとともに、契約終了後の効果として、成果の取扱いや秘密保持義務の有効期間等について定めている。共同研究契約の有効期間については、共同開発に要する期間とあわせて開発成果の利用期間の観点から、対象となる研究開発の内容や当該分野における技術革新のスピード、最終的な成果目標等の諸要素を考慮して決定される。また、上述のように、成果の取扱いや秘密保持義務等の各規程については、契約期間終了後も適宜存続するよう規定する必要がある(2項)。

第6章 その他の条項

4. 準拠法

第●条 (準拠法)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

Article● (Governing law)

This Agreement shall be governed by and in accordance with the laws of Japan.

(解説)

契約の解釈の基準となる法律を定める規定である。日本企業にとっては、馴染みが深く、問題が生じた場合の結果が予想しやすい日本法を準拠法にするのが望ましいが、相手方が自国法を準拠法とすることを強行に主張し、ビジネスが行われる相手国の法律を準拠法として定める場合もある。また、日本法を準拠法として契約上定めた場合でも、消費者保護等の観点から、一定の場合には相手国の法律が強制的に適用される場合があるため、注意が必要である。

第6章 その他の条項

5. 紛争解決条項

第●条 (管轄)

本契約から発生するすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

Article● (Jurisdiction)

Any dispute arising out of this Agreement shall be subject to the exclusive jurisdiction of the Tokyo District Court in the first instance.

(解説)

紛争が発生した場合、どのように解決を行うかを定める条項である。本項では日本における裁判にて紛争を解決することを想定した規定になっているものの、判決を実際に執行するにあたっては、相手国で判決の承認という手続を経る必要がある。日本と相互に判決を承認する内容の2国間条約を締結していない場合、実務上承認が得られず、執行が困難になる場合があるため注意が必要である。

そのような国に所在する事業者が契約の相手方となる場合、相手方国の裁判所を管轄として定めることもあり得るが、中立性の懸念等がある場合には、仲裁の利用が想定される。仲裁は、紛争当事者が任命する仲裁人の判断によって紛争を終結させる手続であり、ニューヨーク仲裁条約の加盟国であれば、仲裁判断の承認を拒否できる事由が限定的となる。

仲裁を選択する場合には、契約書中に仲裁条項を規定しておく必要がある。この点、各仲裁機関がモデル条項を公表している(例えば日本商事仲裁のものは[こちら](#)を参照)ため、そちらを利用するのが望ましい。

なお、仲裁は、非公開であり紛争の発生を外部に知られないという利点があるものの、仲裁と訴訟は二者択一であり、仲裁を選択した場合には、訴訟を利用できないため、注意が必要である。

1. 食産業の海外展開ガイドラインの概要

2. 海外展開モデルのポイント

3. 海外展開における注意点と対処方法

4. 契約・規則ひな形

はじめに

販売店契約に関するひな形

業務提携契約に関するひな形

共同研究契約に関するひな形

従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

総論

「はじめに」で記載したとおり、自社で現地拠点を設立し、又は現地企業をM&Aの形で買収して現地で従業員を雇用してビジネスを行う場合、現地で技術・ノウハウが蓄積されるため、従業員から技術・ノウハウの流出を防止するために、雇用契約(秘密保持に関する合意書を含む。)を締結し、技術・ノウハウを含めた情報の取扱いについて規定する必要がある。

そして、従業員の秘密保持に関しては、入社時、異動時・プロジェクト参加時、退職時において、それぞれ留意すべき点異なるため本ひな形では、それぞれのパターンに分けて、主な条項のひな形を記載している。

4-5. 従業員との秘密保持に関する合意書のひな形

第1章 従業員の入社時

従業員が会社の内部情報にアクセス可能となる入社時は、従業員に対して秘密保持義務を負わせる重要なタイミングのひとつである。従業員に秘密保持義務を課す具体的方法としては、①秘密保持契約の締結、②就業規則における秘密保持義務の規定、及び③秘密保持に関する誓約書の提出等が考えられる。以下では、秘密保持契約のひな形について解説をする。

1. 秘密保持義務に関する条項

第●条 (秘密保持)

1. 本契約において、「秘密情報」は以下を意味する。
 - (1) 会社の組織、事業、知的財産権、財務、取引又はビジネス事項に関する秘密性のある情報
 - (2) 会社が、その開示時に、従業員に対して秘密であると伝えた情報
 - (3) 本契約の存在及び本契約の下での契約条件
2. 秘密情報には以下を含まない。
 - (1) 開示のなされた時、既に公知である情報
 - (2) 従業員の故意又は過失による作為又は不作為の結果以外の理由で一般に入手可能となった情報
 - (3) 開示のなされた時、既に従業員が保有していた情報
 - (4) 従業員が独自に知得した情報
 - (5) 合法的に情報を得た第三者から合法的に得た情報。ただし、当該第三者が当該情報に関して守秘義務を負っていない場合に限る。
3. 従業員は秘密情報を業務以外の目的のためにのみ使用することができ、秘密情報を他の目的で使用することは許されない。
4. 従業員は秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない、また、第三者に秘密情報を開示又は漏洩することは許されない。
5. 従業員が、適用ある法若しくは規制、又は裁判所若しくは政府機関の命令に応じて秘密情報を開示しなければならない場合、従業員は当該適用ある法、規制又は命令の下で求められる範囲で秘密情報を開示することができる。従業員は会社に対し速やかに書面で当該開示要求を通知しなければならない、会社の指示に従って可能な範囲で開示を制限しなければならない。従業員が上記のとおり秘密情報を開示した場合、従業員は当該秘密情報に関する本契約の下での義務を免除はされず、当該秘密情報を厳格に秘密として保持しなければならない。
6. 本条の秘密保持に関する義務については、従業員の退職の前後を問わず無期限に存続するものとする。

第1章 従業員の入社時

Article● (Confidentiality)

1. For the purposes of this Agreement, "Confidential Information" means:
 - (i) any information of a confidential nature concerning the Company's organization, business, intellectual property, finances, or transactions;
 - (ii) any information that, at the time of its disclosure, the Company informs the Employee is confidential; and
 - (iii) the existence of this Agreement and the terms and conditions of this Agreement.
2. Confidential Information does not include:
 - (i) information that is already known to the public prior to the disclosure thereof;
 - (ii) information that is or becomes generally available to the public, other than as a consequence of a willful or negligent act or omission by the Employee;
 - (iii) information that, before disclosure to the Employee, the Employee already possessed;
 - (iv) information that the Employee independently developed or develops; or
 - (v) information lawfully obtained from a third party that itself lawfully obtained such information, as long as that third party is not subject to any confidentiality obligations in connection with that information.
3. The Employee: (i) is required to keep strictly confidential any Confidential Information; and (ii) is not permitted to disclose or divulge the Confidential Information to any third party.
4. The Employee may use the Confidential Information only for the purposes of this Agreement, and is not allowed to use the Confidential Information for any other purposes.
5. If the Employee is required to disclose any Confidential Information by applicable law or regulation, or in response to an order issued by a court or governmental authority, the Receiving Party may disclose that Confidential Information to the extent required under that applicable law, regulation, or order. The Receiving Party is required to promptly notify the Disclosing Party in writing of this disclosure requirement, and must limit the disclosure to the extent possible in accordance with the Disclosing Party's instructions. If the Receiving Party discloses the Confidential Information as described above, the Receiving Party will not be exempted from any obligations under this Agreement related to such Confidential Information, and will be required to keep such Confidential Information in strict confidence.
6. The obligations regarding confidentiality set forth in this Article shall continue indefinitely, whether before or after the Employee's retirement.

第1章 従業員の入社時

(解説)

対象となる情報の不正開示や不正使用を防ぐために必要である。また、将来において会社と従業員の関係が悪化した場合には、従業員の退職時に秘密保持契約の締結等を行うことが困難となることが想定されるため、入社時の秘密保持契約において、秘密保持義務が退職後にも及ぶことを明記しておくことが望ましい。

第1章 従業員の入社時

～コラム～ 情報管理規定の作成

秘密保持契約等で従業員に秘密情報の適切な管理を義務付けた場合であっても、その適切な管理の具体的な実行のためには、情報管理規定を作成し、秘密情報の管理に関するルールを定める必要があります。

情報管理規定では、主に①適用範囲(規定が正社員、パート社員、派遣社員等どこまでの従業員に適用されるのか)、②秘密情報の定義(いかなる情報を「秘密情報」に含めるのか)、③秘密情報の分類(管理の厳格性に応じた秘密情報の分類)、④秘密情報の管理体制(管理責任者の指定やその管理権限等)等が定められます。

また、秘密情報の管理の実効性確保のためには、上記に加えて、作成した情報管理規定の内容を従業員が十分に理解した上で、適切に履行してもらうことが必要です。そのため、情報管理規定に関する説明会を従業員に対して実施する等、従業員が情報管理規定の内容を十分に理解してもらえるような説明を行うことが重要であると言えます。

第1章 従業員の入社時

2. 社内からの情報持ち出しの禁止に関する条項

第●条 (情報の持ち出し禁止)

従業員は、会社の許可なく、秘密情報を社内から持ち出すことは許されない。

Article● (Prohibition of taking information out of the Company)

The Employee shall not take the Confidential Information out of the Company without the Company's approval.

(解説)

社内からの情報の持ち出しを無条件に認めると、従業員の過失等(置き忘れ等)によって情報が漏洩する危険性が高まる。そのため、情報を社外に持ち出す必要のある特段の事情がある場合を除いて(この場合には事前に申請し、会社から許可を得ることとする)、従業員による秘密情報の社外持ち出しは禁止する必要がある。

第1章 従業員の入社時

3. 情報の帰属に関する条項

第●条 (権利の帰属)

1. 従業員は、秘密情報の創出又は取得に関わった場合、遅滞なくその内容を会社に報告するものとする。
2. 前項の情報について、従業員が秘密情報の創出又は取得に関わった場合であっても、会社の要求があれば、特許法、実用新案法、意匠法等により特許、登録を受ける権利又はその他の権利は、当該従業員及び会社が協議のうえ定めた額を会社が当該従業員に支払うことにより、会社に譲渡又は承継されるものとする。

Article● (The ownership of information)

1. In the event that the Employee is involved in the creation or acquisition of Confidential Information, the Employee shall report the details of such information to the Company without delay.
2. Even if the Employee is involved in the creation or acquisition of confidential information, upon request by the Company, the right to obtain a patent, registration or other rights with respect to the information set forth the preceding paragraph under the Patent Law, Utility Model Law, Design Law, etc. shall be transferred or succeeded to the Company upon payment by the Company to the employee of an amount determined through consultation between the Employee and the Company.

(解説)

従業員がその在職中に、秘密情報の創出又は取得に関わった場合の、当該情報の帰属や従業員の報告義務について定めている。情報の帰属について、上記では、秘密情報の創出又は取得に携わった従業員に対して対価を支払った上で会社に帰属すると定めているが(2項)、対価の支払なく当該情報について一切の権利を会社に譲渡するものとし、当該従業員は一切の権利を有しないと規定することも考えられる。

第1章 従業員の入社時

4. 秘密情報の破棄・返還に関する条項

第●条 (秘密情報の破棄及び返還)

従業員は、雇用終了の際又は会社による要求がある場合には、自己が保管する本件秘密情報を含む資料(文書、写真、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブその他の情報を記載又は記録するものを含む)のすべてを速やかに返還又は破棄するものとする。

Article● (Destruction and return of Confidential Information)

Upon termination of employment or at the Company's request, the Employee shall promptly return or destroy all materials in his or her possession that contain Confidential Information (including but not limited to documents, photographs, USB flash drives, DVDs, hard disk drives, and other items that contain or record concessions).

(解説)

従業員の退職時に秘密保持契約の締結や秘密保持に関する誓約書の差し入れを拒否される可能性があることから、入社時の秘密保持契約において、退職時の情報の破棄又は返還についての義務を定めておくことが望ましい。

第1章 従業員の入社時

5. 損害賠償に関する条項

第●条 (損害賠償)

従業員は、退職の前後を問わず従業員の責に帰すべき事由により万一秘密情報が漏洩したことにより、会社又は会社の関連企業、顧客若しくは取引先に損害を与えた場合には、これらに対する損害賠償の責に応じるとともに、秘密情報を記載した文書その他の媒体等の回収、秘密情報の漏洩又は利用により得られた成果の回収等を行い、秘密情報の漏洩により生じた損害を最小限にとどめるよう最善の処置を尽くすものとする。

Article● (Compensation)

The Employee shall be liable for compensation for damages to the Company or the Company's affiliated companies, customers, or business partners in the event that the Company or the Company's affiliated companies, customers, or business partners are harmed by the leakage of Confidential Information due to the Employee's negligence, whether before or after retirement. In addition, the Employee shall take all possible measures to minimize the damage caused by the leakage of Confidential Information by collecting the documents and other media containing the Confidential Information and the results obtained from the leakage or use of the Confidential Information.

(解説)

一度秘密情報が漏洩した場合には、原状回復(秘密情報の回収等)はほぼ不可能に近いため、これにより生じた損害については、本条で定める損害賠償義務に基づく金銭回復を図ることが考えられる。また、上記では、可能な範囲で、秘密情報を記載した文書その他の媒体等の回収等の原状回復義務についても規定している。

第1章 従業員の入社時

～コラム～ 労働契約の準拠法

近年のグローバル化にともない、国境をまたいだ労働力の移動が多くなっていますが、外国法人で雇用された労働者が日本支社で就労する場合や、日本法人で雇用された労働者が外国拠点に赴任する場合等に、そもそも労働契約の準拠法はどの地の法となるのかといった点や、準拠法が外国法となる場合に日本の労働法が適用され得るのかといった点が問題となります。

日本においては、原則として、労働契約の準拠法は当事者間(すなわち、使用者と従業員の間)で合意により定めることができます(法律行為一般に関する法例7条1項)。もっとも、当事者間に交渉力の格差がある労働契約においては様々な調整が行われており、当事者が準拠法として外国法を選択した場合でも、労働者保護法制や労働組合法等の絶対的強行法規については、労働契約と最も密接な関係がある地の法、つまり、労務を提供すべき地の法が適用され则认为られています(同法例12条1項、33条等)。

このように、労働契約の準拠法は従業員との間の合意により自由に定めることができますが、当事者間の準拠法の選択にかかわらず、実際に労務提供が行われている国の労働法の強行規定は適用されます。そのため、労働契約の締結に際し、労務を提供する国以外を準拠法として選択する場合には、準拠国の労働法制だけではなく、労務を提供する地の労働法制についてもあわせて確認をすることが望ましいと言えます。

第2章 異動時、プロジェクト参加時

入社時においては、各従業員が具体的にどのような情報にアクセス可能となるのかが明らかではないため、秘密保持義務の対象となる情報を限定することができず、その規定も包括的な記載に留まる。しかし、いかなる情報について秘密保持義務を負っているのかが明確でない場合、後々トラブルを招きかねない。そのため、異動時や特定のプロジェクトへの参加時に、対象となる情報を特定した上で、秘密保持契約又は秘密保持に関する誓約書等により、改めて秘密保持義務を負わせることが望ましい。

第2章 異動時、プロジェクト参加時

1. 秘密保持義務に関する条項

第●条 (秘密保持)

従業員は、会社の許可なく、●●(プロジェクト名)への関与[●●部署への異動]に際して取得した以下に掲げる秘密情報(以下「対象秘密情報」という)を、本プロジェクトの参画者以外の者[第三者]に対して開示し、又は本プロジェクト遂行の目的[業務以外の目的]以外に使用することは許されない。

- (1) 本プロジェクトにおいて開発される製品に関する開発技術又はノウハウ等に関する情報
- (2) (以下略)

Article● (Confidentiality)

The Employees shall not, without the permission of the Company, disclose the following confidential information (the "Confidential Information") obtained in the course of their involvement in ●● (project name) (the "Project") [transfer to the ●● department] to anyone other than the participants in the Project [third parties], or use it for any purpose other than the execution of the Project [purposes other than business].

- (i) Information on development technology or know-how, etc., related to the products to be developed in this project;
- (ii) ...

(解説)

上述のように、プロジェクト参加時や異動時においては、対象となる秘密情報について、入社時の秘密保持契約よりも明確に定めることが重要である。特に、部署の異動により機密性の高い情報を取り扱うようになる場合や、機密性の高い情報を取り扱うプロジェクトに参加する場合には、別途秘密保持契約等を締結する必要性が高くなる。

第2章 異動時、プロジェクト参加時

2. プロジェクト終了時・再異動時の秘密保持に関する条項

第●条 (プロジェクト終了時・再異動時の秘密保持)

1. 従業員は、対象秘密情報を、公知になったものを除き、本件プロジェクト終了[再異動]後も、不正に開示又は使用してはならない。
2. 従業員は、本プロジェクト終了[再異動]の際又は会社による要求がある場合には、対象秘密情報を含む一切の資料(文書、写真、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブその他の譲歩を記載又は記録するものを含む。)であって、自己の保管するものを、速やかに会社に対して返還し、その旨を書面にて報告するものとする。

Article● (Confidentiality upon Project termination or reassignment)

1. Employees shall not improperly disclose or use the Confidential Information, except for that which has become public knowledge, even after the termination of the Project [reassignment] .
2. Upon termination of the Project [reassignment] or at the Company's request, the Employee shall promptly return to the Company any materials containing the Confidential Information (including not limited to documents, photographs, USB memory sticks, DVDs, hard disk drives, and other items that describe or record concessions) that are in his/her possession, and shall report to the Company in writing that the return has been completed.

(解説)

プロジェクトや部署において取り扱っていた秘密情報の機密性が高い場合には、プロジェクト終了時や部署の再異動時に、当該プロジェクトや部署において取り扱っていた秘密情報が記録された資料等の破棄や返還について取り決めをすることがある。

第3章 従業員の退職時

退職時の秘密保持義務について入社時の秘密保持の誓約書又は秘密保持契約において規定していた場合でも、上述のように入社時では秘密保持の対象となる情報は包括的にならざるを得ないため、退職時において、秘密保持の対象となる情報を明確化した上で改めて秘密保持の誓約書の提出又は秘密保持契約の締結を行うことが望ましい。また、退職時に改めて秘密保持の誓約書の提出又は秘密保持契約の締結を行うことで、当該従業員に対して秘密保持義務の存在を明確に認識させることができる点でも有益である。

第3章 従業員の退職時

1. 秘密情報の破棄・返還に関する条項

第●条 (秘密情報の破棄・返還)

従業員は、退職に際して、以下に掲げる秘密情報に関する一切の資料(文書、写真、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブその他の譲歩を記載又は記録するものを含む。)で自己の保有するもののすべてを速やかに会社に対して返還又は破棄するものとする。

- (1) 製品開発に関する開発技術又はノウハウ等に関する情報
- (2) (以下略)

Article● (Destruction and return of Confidential Information)

Upon termination of employment, the Employee shall promptly return to the Company or destroy all materials in his or her possession (including but not limited to documents, photographs, USB flash drives, DVDs, hard disk drives, and other items that contain or record concessions) related to the confidential information listed below.

- (i) Information on development technology or know-how, etc. related to product development;
- (ii) ...

(解説)

退職時の秘密保持契約においては、すでに入社時の秘密保持契約等において情報の返還又は破棄に関する義務を規定している場合であっても、対象となる秘密情報を特定のうえ、改めて退職時に情報の破棄又は返還を義務付ける条項を設けることが重要である。

第3章 従業員の退職時

2. 競業禁止に関する条項

第●条 (競業禁止)

従業員は、雇用期間及びその終了後●年間は、会社が書面により事前承諾した場合を除き、直接又は間接に、会社と競合関係にある企業(以下「競業企業」という)を経営し、競業企業に就職し、競業企業に対してコンサルティング、開発、運用、コンテンツ製作等の役務を提供する等、会社の事業と競業する事業に従事してはならない。

Article● (Non-competition)

During the term of employment and for a period of ● years after the termination of employment, the Employee shall not directly or indirectly manage a company in a competitive relationship with the Company (the "Competing Company"), work for a Competing Company, provide consulting, development, operation, content production, or other services to a Competing Company, or engage in any other business that competes with the Company's business, except with the prior written consent of the Company.

(解説)

退職する従業員の競業避止義務を定めた条項である。なお、退職する従業員に競業避止義務を課す場合には、当該従業員の職業選択の自由との関係で、合理的な制限に留まるよう考慮する必要がある(2項)。もっとも、競業避止義務の存続期間や禁止される協業行為の範囲、代償措置等について具体的な要件が存在するわけでもないため、秘密情報の機密性によっては、長期又は無期限の競業避止義務を負わせることが一律に禁止されるわけではない。